



小 田 原 市 人 権 施 策 推 進 指 針 (案)

誰もが人として
大切にされ、共に生き、
支え合うまちづくりを目指して

— 目次 —

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

| | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 指針策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 指針の位置づけ | 1 |
| 3 | 指針策定の背景 | |
| | (1) 世界の動き | 2 |
| | (2) 国内の動き | 2 |
| | (3) 本市の取組 | 3 |
| 4 | 指針の改定について | 3 |

第2章 指針が目指すもの

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 基本理念 | 4 |
| 2 | 基本目標 | 4 |
| 3 | 基本目標の取組に向けた視点 | 4 |

第3章 人権施策の推進へ向けて

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 人権教育・啓発の推進 | |
| | (1) 学校教育において | 5 |
| | (2) 社会教育において | 5 |
| | (3) 市民啓発において | 5 |
| | (4) 人権に関わりの深い職員等に対して | 5 |
| 2 | 相談・支援の充実 | |
| | (1) 相談窓口の充実 | 6 |
| | (2) 相談から支援につなげる体制の強化 | 6 |
| | (3) 専門相談員の確保と養成 | 6 |
| 3 | 人権施策推進に向けた多様な主体との連携 | 6 |

第4章 分野別施策の推進

| | | |
|----|-----------------|----|
| 1 | 女性の人権 | 7 |
| 2 | 子どもの人権 | 10 |
| 3 | 高齢者の人権 | 13 |
| 4 | 障がい者の人権 | 15 |
| 5 | 同和問題（部落差別） | 18 |
| 6 | 外国につながるのある人の人権 | 20 |
| 7 | 疾病等に関する人権問題 | 23 |
| 8 | 犯罪被害者等の人権 | 25 |
| 9 | 刑を終えて出所した人等の人権 | 26 |
| 10 | インターネット等による人権侵害 | 27 |

| | | |
|----|------------------|----|
| 11 | ホームレスの人権 | 29 |
| 12 | 性的指向や性自認に関する人権問題 | 30 |
| 13 | 自死に関する人権問題 | 32 |
| 14 | 貧困に関する人権問題 | 34 |
| 15 | さまざまな人権問題 | 36 |

第5章 人権施策推進にあたっての役割・体制等

| | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 行政の役割 | 39 |
| 2 | 施策の推進体制等 | |
| | (1) 庁内推進体制 | 39 |
| | (2) 人権施策推進委員会 | 40 |
| 3 | 今後の人権擁護の推進に向けて | 40 |

《資料編》

| | | |
|----|---------------------|----|
| 1 | 指針策定の経過 | 42 |
| 2 | 小田原市人権施策推進委員会規則 | 43 |
| 3 | 小田原市人権施策推進委員会委員名簿 | 45 |
| 4 | 諮問書 | 46 |
| 5 | 答申書 | 47 |
| 6 | 日本国憲法（抜粋） | 48 |
| 7 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 50 |
| 8 | 世界人権宣言 | 51 |
| 9 | その他の主な人権関係法律及び条約等 | 54 |
| 10 | 小田原市民憲章 | 67 |
| 11 | 小田原市平和都市宣言 | 67 |
| 12 | 小田原市教育都市宣言 | 68 |
| 13 | おだわらっ子の約束 | 68 |
| 14 | 関連情報 | 69 |

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

1 指針策定の趣旨

「人権」が大切といわれるのはなぜでしょうか。

「人権」とは、人は一人ひとりかけがえのない、尊い存在であり、生まれながらに平等で、自由に生き、幸福を追求する権利を持っているという考えです。この考えは世界の長い歴史の中で根つき、受け入れられてきました。

すべての人は不当な差別を受けることなく、個人として尊重されなければなりません。一方、人は一人では生きていくことはできず、他の人と関わり合いながら社会生活を営まなければなりません。すべての人の人権を保障するためには、それぞれの人権を互いに尊重し合う必要があります。そのためには、多様な人々が互いの存在を認め合いながら、ともに支え合って生きていく共生社会の実現が求められます。

しかしながら、私たちの周りでは、いじめや虐待、家庭内での暴力などの人権を踏みにじる行為や障がい者、外国につながる人に対する偏見や差別など、さまざまな人権問題が存在しています。また、雇用不安、格差、貧困といった経済的問題や情報化の進展に伴う匿名性を悪用した誹謗中傷が生じるなど、人権問題は、多様化・複雑化しています。

小田原市ではこのような人権をめぐる動きや法整備を踏まえ、さまざまな人権問題に取り組んできました。そして、すべての人が、互いの文化や人権を尊重し、認め合い、共に生きていく平和な地域社会を築くための「共生」の心が必要であると考えています。

人権問題の解決に向けては、社会全体での取組はもちろんのこと、まずは一人ひとりが人権に対する確かな知識と理解を深めることで、偏見や差別の意識を改め、誰に対しても思いやりをもって暮らすことのできる社会をつくっていくことが必要です。そこで、今まで以上に一人ひとりが、生活の中で「人権」や「人権問題」に関心を持ち、身近なところから、人権問題を解決していくため、小田原市の諸施策を人権尊重という視点から改めて捉えなおし、市としての人権に対する基本理念や施策の方向を明らかにした「小田原市人権施策推進指針」（以下、「指針」という。）を策定しました。

2 指針の位置づけ

この指針は、人権尊重の視点に基づき、小田原市の人権施策を着実に進めていくためのガイドラインとして、市全体で共有していく人権に対する基本理念と未来を見据え取り組むべき人権施策の方向性を明らかにしたものです。

第6次小田原市総合計画における人権施策の取組を補完するとともに、分野別における個別計画等についても、指針に掲げる人権施策の方向性を共有しながら取組を進められるよう連携を図り、人権に関する諸施策を体系的、総合的に実施していきます。

なお、本指針でいう「市民」とは、小田原市の施策と関わりのある人をいいます。

3 指針策定の背景

(1) 世界の動き

20 世紀に入ってから二度にわたる世界大戦により、人類は世界的規模での人権の抑圧や侵害を経験しました。その反省から、人類共通の課題としての世界平和を実現するため創設された国際連合（以下、「国連」という。）において、昭和 23 年（1948 年）、人権について「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。

さらに、この宣言の理念を実効性あるものとするため、昭和 41 年（1966 年）には「国際人権規約」が採択され、以後、世界人権宣言の理念を踏まえた多くの人権条約が国連において採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年など国際的な取組が行われてきました。

また、国連では、各国に対し「人権という普遍的文化」が構築されることを目指し、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）を「人権教育のための国連 10 年」と定め、人権教育啓発活動への積極的な取組を要請しました。この取組は、「人権教育のための世界計画」として、現在においても引き継がれています。

2015 年には、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、全世界が 2030 年までに達成すべき行動目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」「すべての人の人権を実現する」と宣言されており、今後一層、人権尊重に対する意識の高まりが予想され、それに伴う行動を取ることが求められます。

(2) 国内の動き

日本では、昭和 22 年（1947 年）に施行された日本国憲法において、「自由権」、「平等権」、「社会権」等の基本的な人権を保障しています。また、国際的な人権意識の高まりのなかで、人権に関する国際条約等を批准してきました。

現在では、憲法の基本的な人権の規定のほか、人権保障のため多くの国内法が制定されており、これに基づき、各種施策が推進されてきました。

また、国連での「人権教育のための国連 10 年」を受け、平成 9 年（1997 年）に「国内行動計画」が策定され、さらに、平成 12 年（2000 年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律の規定に基づき、平成 14 年（2002 年）には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国ではこの基本計画に基づき、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を推進しています。

平成 27 年（2015 年）に SDGs が国連で採択された後、国内においても国をあげて SDGs の目標達成に向けて取り組む方針が示され、「女性の活躍推進のための開発戦略」や「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定されるなど、人権問題に係る取組を一層進めていくことが求められます。

(3) 本市の取組

小田原は、相模湾、箱根連山、酒匂川といった豊かで美しい自然の恵みを受けながら、また、古くから交通の要地として大きな役割を担い、発展を遂げてきました。加えて、有形無形の歴史的・文化的資産の蓄積にも恵まれるなど、多様な都市機能を備えながら、自然・歴史・文化などの個性を生かしたまちづくりが行われてきました。

このような中、小田原市では、施策全般の基本方針を明らかにした総合計画において、「共生社会の実現」を掲げ、すべての人が、互いの文化や人権を尊重し、認め合い、共に生きていく平和な地域社会の実現を目指し、さまざまな分野に及ぶ人権問題の解決に向けて、施策を課題ごとに位置付け取り組んできました。

しかしながら、国際化、少子・高齢化、技術革新など社会情勢の変化等に伴い、人権問題は多様化・複雑化するとともに、新たな人権問題も生じるなど、これまでの施策・手法では対応しきれなくなっています。

そのため、庁内組織や関係機関との連携により相談・支援体制等の整備を図るとともに、市民の参画と協働による人権尊重の視点に立った取組をさらに推進していく必要があります。

4 指針の改定について

本市では、平成23年(2011年)に指針を策定後、学識経験者や関係団体、市民等で構成された第三者機関による人権施策の取組状況の検証等を行いながら、人権施策の推進を図ってきました。

それから約10年が経過し、その間、人権問題は今まで以上に多様化・複雑化し、それに対応する形で法整備も進むなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しています。また、人権に対する市民の意識も変化してきていることから、次の視点を考慮し改定を行いました。

(1) 新たな人権問題等への対応

新たに生じた人権問題や理解が進んでいない分野への対応を行います。

(2) 人権関連の法整備を踏まえた見直し

指針策定以降に整備された法令等との整合を図ります。

(3) 人権問題に対する認識の再確認

人権問題に対する施策の方向と市民の認識が合致しているか確認し、解決に向けた施策の方向を見直します。

(4) 行政と市民の協働による施策の推進

行政と市民の協働による人権施策の推進を積極的に図ります。

(5) 分かりやすく、伝わりやすい表現などの工夫

人権尊重の意識を市民へ広く浸透させるための工夫を行います。

第2章 指針が目指すもの

1 基本理念

誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり

世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と呼びかけています。

私たちは、この小田原市において、すべての人が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、共に生き、支え合うまちづくりを目指します。

2 基本目標

基本理念に基づき、次の3つを基本目標として、施策に取り組みます。

◆人権が尊重される市政の推進

国籍、民族、性別、障がい、出身、年齢など、あらゆる違いを超え、すべての施策において、人権が尊重される市政に取り組みます。

◆参画と協働による人権施策の推進

人権が保障されたまちづくりの実現には、多様な人々の参画と協働が欠かせません。課題に対し市民と行政が参画・協働しながら施策を推進します。

◆人権意識の向上、人権感覚の育成

研修や教育、啓発活動等を通じて、人権問題を正しく理解し、人権尊重の精神が浸透するよう、人権意識の向上に努めるとともに、人権に関する豊かな感覚を育成する教育を推進します。

3 基本目標の取組に向けた視点

小田原市では、次に掲げる項目に留意しながら、施策の推進を図っていきます。

- 1 人権問題を他人事ではなく、自分の問題として考える
- 2 人権問題は現象面だけでなく、周辺の要因も含め総合的に考える
- 3 あらゆる立場の人々の視点で考える
- 4 人権に係る国内外の取組の動向を把握する
- 5 社会情勢の変化と人権問題の関わりを考える
- 6 従来の枠組みにとらわれずに施策等を点検する

第3章 人権施策の推進へ向けて

誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくりを目指し、小田原市では「人権教育・啓発の推進」、「相談・支援の充実」、「人権施策推進に向けた多様な主体との連携」を図り、基本目標の実現に向けて取り組んでいきます。

1 人権教育・啓発の推進

(1) 学校教育において

子どもの発達段階に応じながら、学校における教育活動全体を通じて、一人ひとりを大切にする教育を推進し、人権を尊重し主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子どもの育成を目指します。

また、教職員に対し研修等を通じて人権感覚を磨き、人権意識を高めることで子どもの指導に生かせるように努めます。

(2) 社会教育において

市民向け講座や青少年教育など社会教育の視点を踏まえた市民の人権教育を推進することで、多様性を理解し、地域社会における交流機会の促進等を図ります。

そのために、人権に係る各種講座や研修会を通じて人権学習の取組を進めるとともに、参加体験型学習など、人権感覚を高める学習機会の提供を検討します。

また市民の人権に関する主体的な学習の支援や地域で活動する企業や事業所における人権尊重に基づく取組を支援します。

(3) 市民啓発において

市民一人ひとりが人権について正しい理解と行動がとれるよう、関係機関や民間団体等と連携し、さまざまな課題に応じた啓発活動の推進に取り組みます。また、市民一人ひとりが人権について正しい理解を深め、これを体得できるよう多様な機会等の提供、効果的な手法を検討します。

(4) 人権に関わりの深い職員等に対して

行政、教育、医療・福祉関係職員など、人権に関わりの深い職業に従事する者には、人権を尊重する意識を持ち、その考えが日常の行動・態度に表れることが求められます。

とりわけ行政職員には敏感な人権感覚が必要です。過去の不祥事も踏まえ、研修等を通じて人権教育の取組を充実させるとともに、人権擁護の徹底を働きかけます。

2 相談・支援の充実

(1) 相談窓口の充実

いじめや虐待をはじめ、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※1}やハラスメントなど、人権侵害にあった人を適切に支援につなげていくため、行政の相談窓口は重要な役割を担っています。さまざまな人権問題が生じ、相談内容も多様化・複雑化する中で、市民が相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知に努めます。

(2) 相談から支援につなげる体制の強化

子ども、女性、障がい者、外国につながるのある人への虐待や貧困に起因した複合的な人権問題など、さまざまな状況に的確に対応し相談から適切な支援につなげていくため、支援や救済方法を必要とするすべての人へ情報提供を行います。市役所内での連携はもとより、国・県の関係機関をはじめ、NGO^{※2}・NPOや民間団体等との連携を強化し、情報把握を図るとともに、協働して問題解決に取り組みます。また、緊急を要する場合には、一時保護の対応を行うとともに、その後の自立支援につながるよう努めます。

(3) 専門相談員の確保と養成

相談内容の多様化・複雑化に伴い、相談に携わる者の専門的知識の取得や応対技術の向上が求められています。個々のケースに応じた的確な対応を図るため相談専門員の確保と養成を図ります。

3 人権施策推進に向けた多様な主体との連携

人権問題の解決に向けては、行政のみならず、関係機関、NGO・NPOや民間団体、さらには家庭、地域、学校など、多様な主体と連携を取りながら、人権施策を推進していく必要があります。

課題に応じて国や県と連携し提言や要請を行いながら解決を図るとともに、日々取り組んでいる人権教育や啓発、相談・支援活動が効果を発揮できるよう、多様な主体とのネットワークを整備し、人権施策の推進に努めます。



※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人、パートナーから受ける暴力。

※2 NGO：非政府組織（Non Governmental Organizationsの頭文字）国連のような政府間組織・政府に対する民間団体の呼称。

第4章 分野別施策の推進

1 女性の人権

現状と課題

すべての人が性別に関わらず平等であり差別されないとする理念は、日本国憲法や世界人権宣言に明記されています。また、法制上も「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」により男女平等の原則が確立されているとともに、平成28年（2016年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、女性の活躍を促し、社会的地位の向上を図るための法整備が進められてきました。

しかしながら、「男性はこうあるべき」、「女性はこうあるべき」といった性別役割による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、今も社会に根強く残っており、このことが家庭や職場、地域などさまざまな場面で男女差別を生む原因となっています。

また、男女問わず被害や不利益な扱いが発生する中で、配偶者やパートナーなどからの暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメントや妊娠や出産等を理由とするマタニティ・ハラスメント、性犯罪など、特に女性が被害を受けることは多く、男女平等とは言えないのが現実です。

国連で採択された、持続可能な開発目標（SDGs）では、2030年までにジェンダー平等の実現を目指すことが掲げられ、国内においても女性のエンパワーメント^{※3}促進を図ることや女性のリーダーシップを育む取組などが行われています。

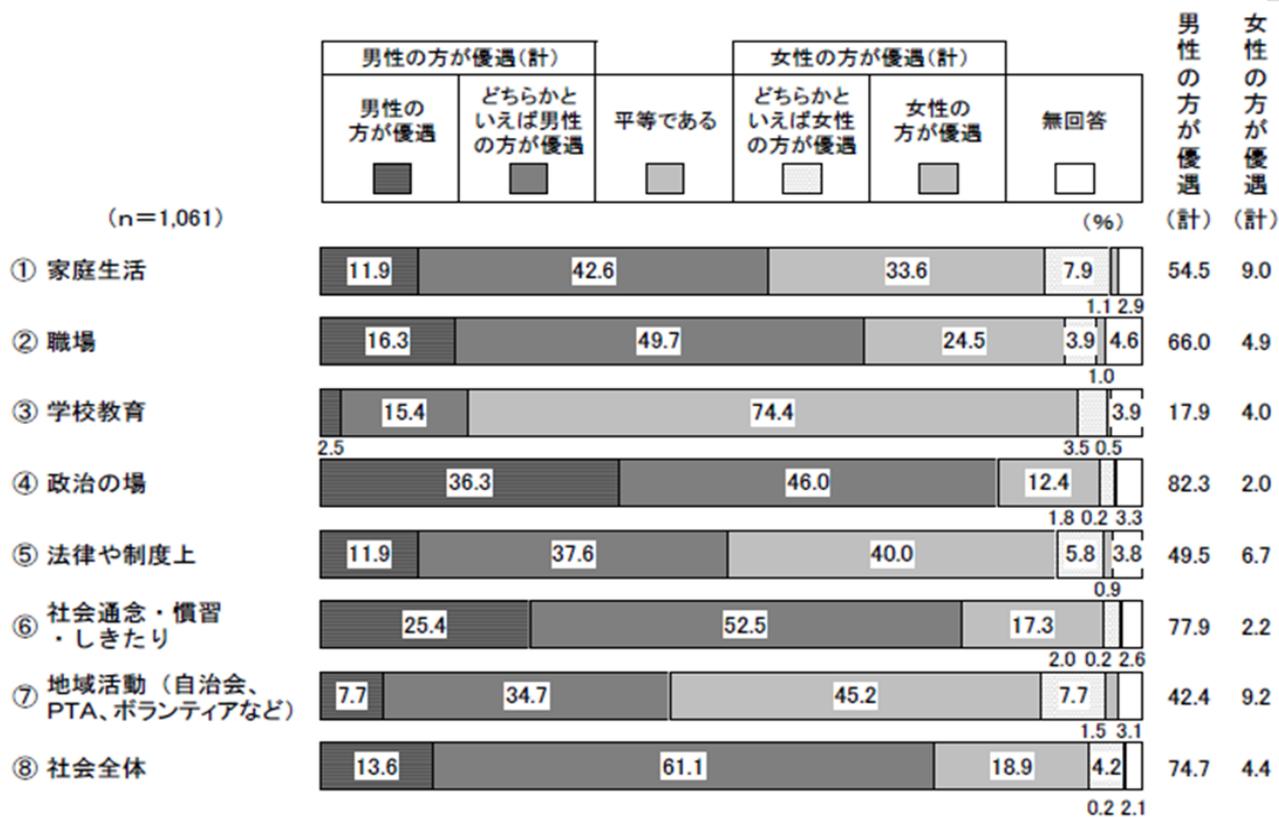
さまざまな場面で活躍する女性は増えていますが、日本は令和4年（2022年）に発表された国際的な男女格差を測るジェンダーギャップ指数^{※4}が146か国中116位であり、女性の社会進出は国際社会の中では遅れています。性別による固定的な役割意識があり、政策・方針決定過程における女性の参画や能力を発揮できる機会が男性と同じように提供されているとは言えないこと、また、就業においても、非正規雇用労働者に占める女性の割合は高く、社会状況が不安定になった際に経済的困難に陥る可能性が高いことなどが危惧されています。

性別によって差別され、役割を強制されることなく、すべての個人が互いに尊重し、その個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会の実現」を目指すことは、未来に向けて取り組まなければならない重要な事項です。このような状況を踏まえ、小田原市では「第3次おだわら男女共同参画プラン」を令和4年（2022年）3月に策定しました。国内外の社会情勢の変化や課題に対応しながら、おだわら男女共同参画プランの取組を推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。

女性の人権を尊重するということは、女性の活躍を推進していく側面だけではなく、これまで男性中心につくられてきた労働慣行などの社会的構造を見直していくこと、また、ジェンダーの問題を誰もが我が事として認識した上で、解決に向けて取り組むことが重要です。

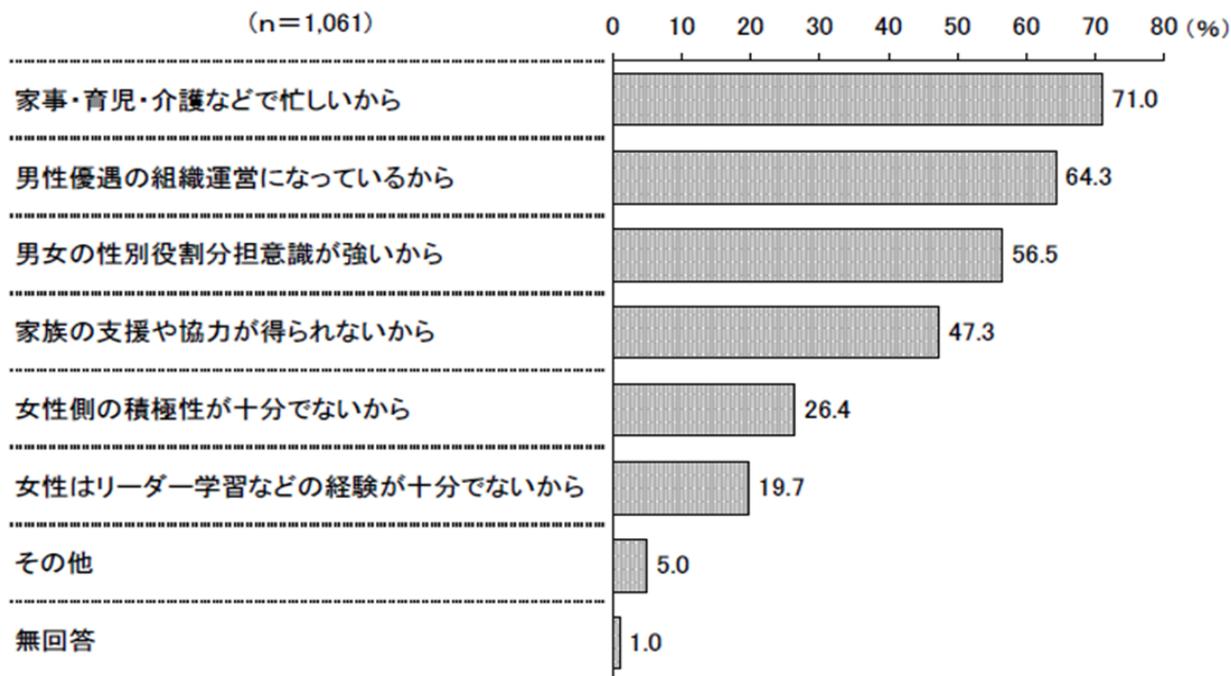
各分野における男女の地位の平等感

(次の①から⑧の分野において、男女の地位は平等になっていると思いますかに対する回答)



出典：令和元年度小田原市男女共同参画市民意識調査

政策決定の場に女性の参画が少ない理由について、あなたはどのように思いますか



出典：令和元年度小田原市男女共同参画市民意識調査

主要施策の方向

1 男女共同参画社会の実現のための意識改革

男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や理解促進を図るセミナー・啓発イベントの実施、ハラスメント防止に関する取組の推進等を行うとともに、男女共同参画に関する情報を積極的に発信し、地域、学校、職場など、あらゆる場面で男女平等の認識を深め、互いの人権を尊重する意識づくりを進めます。

2 さまざまな分野における男女共同参画の促進

行政や企業において政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、地域での男女共同参画促進を支援し、多様な視点を取り入れたまちづくりを推進します。

3 雇用における男女共同参画の推進

行政、企業等の働く場における女性の活躍を推進するため、理解促進に向けた取組やネットワーク構築への支援、多様な働き方を実現するキャリア形成の支援などを行います。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現するために、企業等に対する意識改革の啓発や育児や介護等における多様なニーズに対応したサービスの充実に努めます。

4 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり

一人ひとりが置かれている状況により必要な支援が異なることを踏まえ、援助を必要としている人やそれを支える人の負担を軽減する支援を行います。また、男女が互いの身体的性差や生活習慣等を理解し、生涯を通じて健康を保持できる取組を行います。

5 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

性別に関わらずDVは重大な人権侵害であることへの認識を深め、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を実施します。また、DV被害者支援においては、被害者の早期発見と安心、安全の確保に努め、関係機関と連携しながら相談から一時保護、自立支援まで、継続的な支援を行います。



※3 エンパワーメント：個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、湧き出させること。

※4 ジェンダーギャップ指数：各国における男女格差を測る指数で、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成されている。

2 子どもの人権

現状と課題

子どもは一人の人間として大人と同じ人格を持ち、権利が保障される存在です。子どもは大人と比べ社会経験が乏しく未熟な存在であるがゆえに、保護や配慮が必要となることもあります。子どもを権利の主体として尊重していくことが必要です。

平成元年（1989年）の国連総会で子どもの生存、発達、保護などの基本的な権利を国際的に保障するため、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、日本も平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。平成28年（2016年）に改正された児童福祉法では、子どもが権利の主体であり、意見が尊重され、最善の利益が優先されることなどが明確化されました。

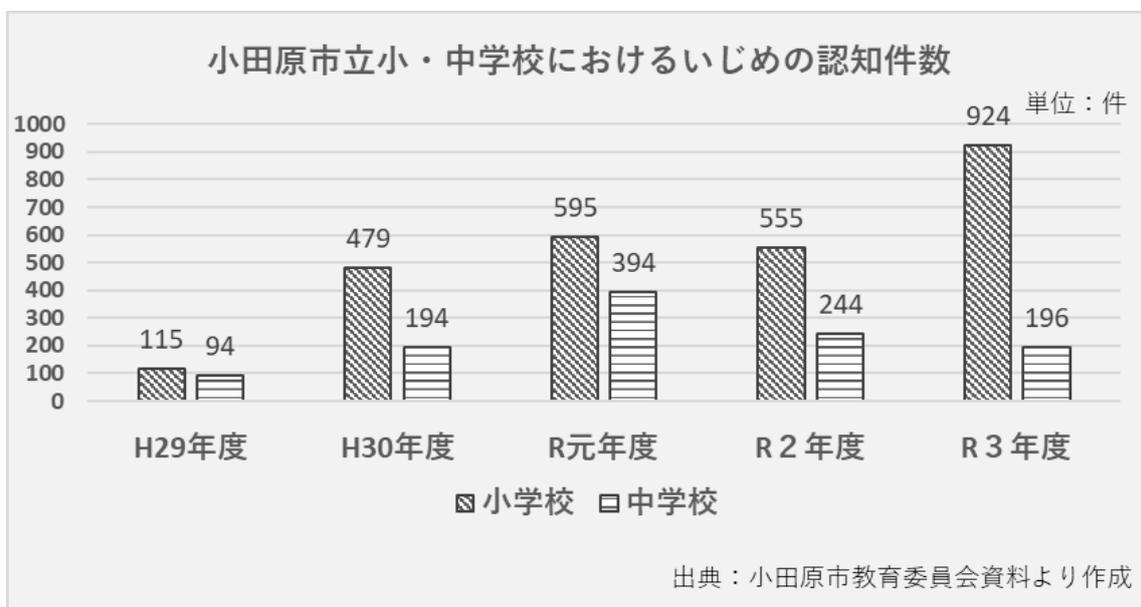
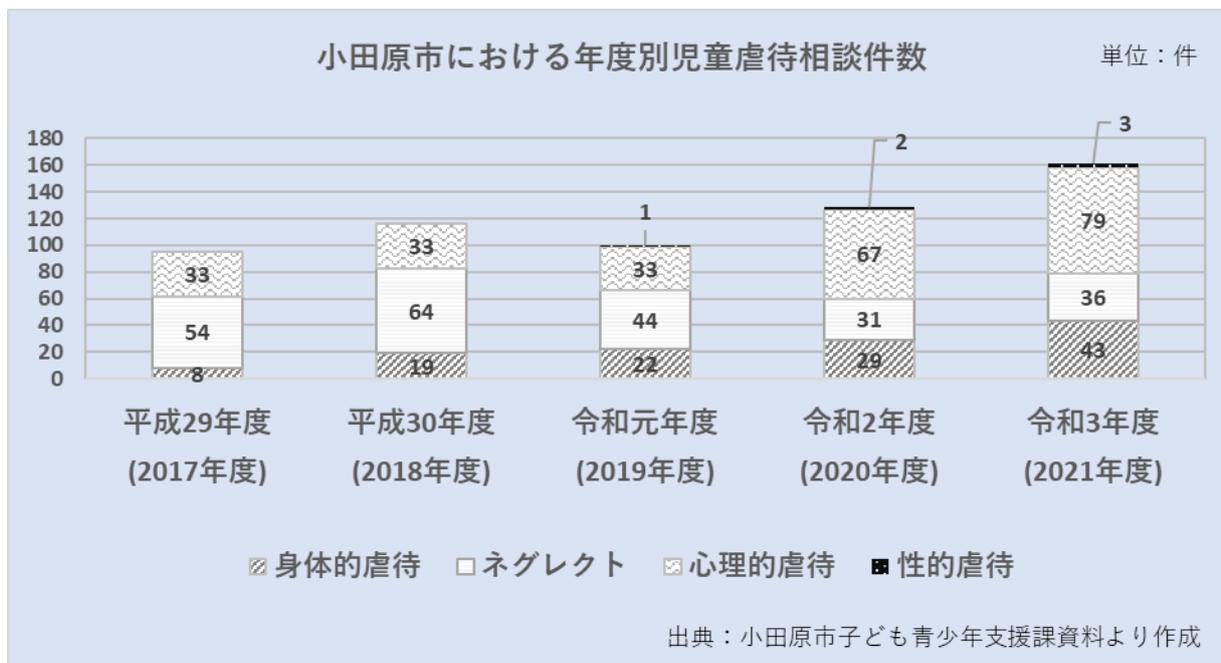
しかし、子どもを取り巻く現状は人権を侵害するいじめ、体罰、虐待に加え、不登校、ひきこもり、貧困、児童ポルノ等の性被害など憂慮すべき問題があります。また、年齢にふさわしくない責任を負い、家事や家族の世話、介護などを日常的に行うヤングケアラーと呼ばれる子どもの問題もあります。本人が問題と認識していないことも多く表面化しにくい構造であることから、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上など、さまざまな社会資源と連携した行政の取組が求められています。

小田原市では、子どもへの虐待を含めた不適切な養育等に対し、早期発見と適切な保護を図るため小田原市要保護児童対策地域協議会^{*5}を設置し、関係機関との情報共有と連携した支援を行っています。虐待の未然防止や再発防止に向けては、地域でのネットワークづくり、人材の確保・育成、啓発活動などに引き続き取り組む必要があります。あわせて、悩みを抱える子どもや養育者に寄り添った相談、支援の拡充に努めます。

いじめは、子どもの健やかな成長と人格形成に悪影響を及ぼす重大な人権侵害です。すべての教育活動を通して、発達段階に応じた人権尊重の意識を高めるべく、「いのちはかけがえのないものであること」を子どもへしっかりと伝え、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるように、主体的に人権の問題に取り組む力を身に付ける教育を推進しています。また、どのような状況でも体罰は絶対に許されるものではなく、一人ひとりがそのことを認識し、家庭、学校、地域など社会全体で取り組むことが大切です。

乳幼児期の子どもは、身近な人から大切にされる中で自分自身を価値ある存在として認識していきます。大人が子どもの意思を尊重し気持ちを理解して受け止めていく力が求められているとともに、身近な存在として子どもと接する保護者が生き生きすることが大切です。そのためには、保護者が孤立することなく育児に対する不安や負担を軽減できるように、子育て中の親子が気軽に相談したり、交流できる環境を整備するなど、継続した支援を行っていくことが必要です。

成人までの過程においては、人間としての生き方を考えていくとともに、人権侵害等の被害者や加害者とならないための判断力を身に付けることが必要です。また、豊かな人間性と社会性を育むため、参加体験型学習により協調性や他人を思いやる心を養うとともに、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり等を進めていくことも必要です。



主要施策の方向

1 多様性の尊重と子どもの権利を大切にする施策の推進

子どもが子どもの権利について知り、学んでいく中で、自分と他の人との違いや多様性を認めながら、人権を尊重する意識を高めていくことができるよう、子どもの権利を大切にする教育を推進します。そして、共に社会を築いていく一員として子どもの意見に耳を傾けるとともに、子どもが積極的に社会へ参画しながら生涯にわたり生き抜く力や主体的に行動できる力を身に付けるための取組を推進します。

また、大人の役割として、子どもに対し多様性を尊重することの大切さやヘイトスピーチ*⁶はしてはいけない言動であるなど、世の中で起きている事象を正しく伝えていくことが大切です。教職員や保護者を含め、大人も子どもの権利を理解し人権尊重の意識向上を図るための施策に取り組めます。

2 児童虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組の推進

小田原市要保護児童対策地域協議会による関係機関との情報共有と円滑な連携・協力体制を充実させ、養育者が不在の子どもや、虐待を受けた子どもを含め、不適切な養育を受けていると思われる子どもの早期発見・対応に努め、子どもの安全を守ります。また、養育者の抱える問題への理解と対応により、虐待につながるリスクを減らすため、相談体制の充実を図ることや必要な調査、指導を行うなど養育者支援に努めます。

3 いじめの防止・早期発見・対応に向けた取組の推進

「小田原市いじめ防止基本方針」に基づき、行政、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、子どもと大人が共に当事者意識を持ちいじめ防止に取り組みます。いじめの未然防止に対して、子どもの社会性や自己有用感を育む取組の推進、地域一体で見守る体制づくりなどを行います。早期発見に向けては、実態把握や家庭との連携、教職員と子どもとの信頼関係の構築に加え、相談しやすい体制づくりを図ります。いじめを受けた、または、いじめを知らせてきた子どもの安全をすぐに確保した上で、解消に向けた対応と心のケアの支援などに努めます。また、いじめが解消した後も継続的な指導・支援を行います。

4 不安や悩みに対し安心した相談と必要な支援を提供する体制の確立

不登校やひきこもり、家庭状況、友人との人間関係など、さまざまな問題で悩む子どもがいます。そのため、相談しやすい体制づくりとして、不登校となった子どもへの訪問相談員の派遣や児童相談員の配置、専門機関や地域の児童委員と連携するなど、問題を早期解決するための支援や教育的または心理的な支援を行います。また、課題を抱える子どもに関わる教育相談や就学相談、子どもの養護や発達に関する児童相談などと連携を深め、支援が必要な子どもや家庭等に対して切れ目のない相談支援を行うため体制の充実を図るとともに、子どもを地域で見守り育てる多世代交流としての居場所づくりを推進します。

5 子育て支援の充実

保護者が安心して子育てを行えるよう、地域、事業所、支援団体などが協働して社会全体で支援するネットワークを形成します。それとともに、子育てに関する情報の提供や孤立を防ぐための取組、負担を軽減するためのサービスの充実、子育て世帯のニーズを踏まえた保育環境づくりを推進します。また、ひとり親家庭等の自立や就労の支援のほか、子育て世帯の経済的援助や子どもの健康増進に向けた取組に努めます。



- ※5 要保護児童対策地域協議会：虐待や非行など、さまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護や支援を図るために関係者間でその子ども等に関する情報を共有し、支援の協議を行う機関として児童福祉法で位置付けられている。
- ※6 ヘイトスピーチ：国では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動をヘイトスピーチと呼んでいる。
- ※ 本指針において、子どもは0歳から18歳未満、青少年は0歳から30歳未満と定義している。

3 高齢者の人権

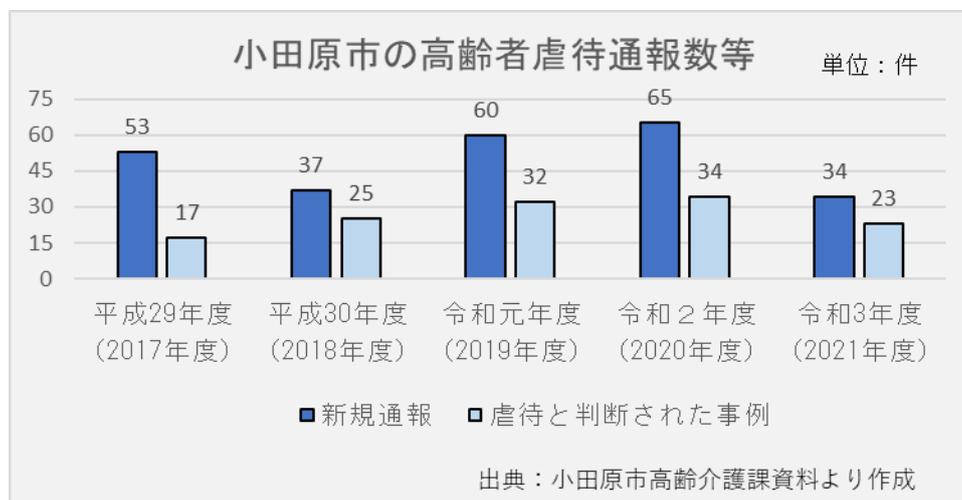
現状と課題

日本は、平均寿命の延伸や出生率の低下等を背景として少子高齢化が進んでいます。日本の総人口に占める65歳以上人口の割合は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和47年（2065年）には38.4%となる見込みであり、これは3人に1人が65歳以上となることを示しています。小田原市においても令和22年（2040年）には65歳以上人口の割合が36.9%となる見込みであり、高齢化の急速な進展が想定されています。

高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とするニーズの増加や従来制度による対応の限界を受け、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年（2000年）に介護保険制度がスタートしました。以降、介護サービスの利用、供給はともに増加し、小田原市でも市民生活に定着しています。

平成18年（2006年）には、高齢者の尊厳の保持の重要性から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、施策が進められてきました。しかし、家族構成や高齢者のコミュニティのあり方が変容するにつれて、家族や地域との関わりが少なく、社会的に孤立し生きがいを喪失することが起きています。そればかりか、介護者から嫌がらせや身体的・精神的な虐待を受けること、家族等から本人の意思に反して財産を勝手に使われるまたは処分される経済的虐待、さらには悪質商法や詐欺被害に巻き込まれるなど、高齢者の人権に関わる深刻な問題が顕在化しています。

このような中、小田原市では誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域住民が互いに理解し合い、共に支え合う社会の実現を目指しています。地域ぐるみで人権意識の向上を図ることはもとより、認知症への知識や権利擁護の推進など、高齢者への理解を深めるとともに、生き生きと暮らしていくための環境づくりが求められています。また、高齢者、介護者の双方に対して負担軽減を図るため、相談・支援体制を充実させる必要があります。



主要施策の方向

1 社会参加の促進と生き生きと暮らす環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続け、そして、自分らしく生きがいを感じながら毎日を過ごすことができるよう、介護予防や福祉サービス、自立支援等の充実を図るとともに、高齢者が主体的に社会活動に参加する環境づくりに取り組みます。また、地域における支え合いや見守りをはじめ、社会からの孤立を防ぐ対策を推進します。

2 高齢者の権利擁護と尊厳を大切に教育・啓発活動の推進

高齢者が尊厳ある暮らしを維持するために、日常生活や介護サービスの利用において高齢者の自己決定権を最大限尊重しつつ、成年後見制度^{※7}の活用などを促進し権利擁護を推進します。また、さまざまな機会を通じて福祉の心を育てる教育や啓発活動に取り組むことで、多様な主体が共に支え合う社会意識の醸成を図ります。

3 高齢者虐待の予防・支援

高齢者虐待の未然防止や早期発見、支援を行うため、地域包括支援センターや各地区の民生委員などと協力して安全確保と虐待に関する相談に対応するとともに、地域や関係機関との連携を図り虐待を受けた高齢者、養護者^{※8}に対し適切な支援を行います。また、虐待防止ネットワークによる情報共有、研修等を行い、虐待を防ぐ体制づくりに努めます。

4 認知症への理解促進と認知症でも安心して生活できる支援体制づくり

認知症になっても安心して生活を送ることができるよう、一人ひとりが認知症への正しい理解を身に付けるための啓発に努めます。また、認知症の人やその家族等が適切な支援を早期に受けられるよう、相談の体制づくりを推進します。

5 利用しやすい施設や設備の整備・改修の推進

ユニバーサルデザイン^{※9}の考え方を取り入れた生活環境の構築にあたり、誰もが利用しやすい公共の施設や設備の整備・改修を行います。また、公民連携で協力しながら安全・安心に暮らすためのバリアフリー化を推進します。



※7 成年後見制度：判断力が十分でない方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）が福祉サービスの利用や遺産の相続などをする際に、後見人等が本人に代わって手続きや判断を行う制度のこと。裁判所の審判による「法定後見」と、本人が、判断能力が十分なうちに契約しておく「任意後見」とがある。

※8 養護者：高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの（高齢者虐待防止法第2条2項における定義）養介護施設従事者とは老人ホームや介護老人福祉施設などの養介護施設の業務に従事する者をいうことから、「養護者」は在宅で高齢者を養護する（日常生活上の世話をする）家族、親族、同居人のことをいう。

※9 ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無、言語や利き手の違いなどにかかわらず最初から多くの人が使えるように製品や建物、環境などをデザインすること、またはデザインしたもののこと。

4 障がい者の人権

現状と課題

障がいのある人もない人も互いに尊重し、支え合い、分け隔てなく共に生きる社会をつくることは、今、私たちが取り組むべき課題です。その実現に向けては、「障がいがあるからできない」という状況や考え方をなくしていくことが必要です。

これまで障がいのない人に合わせた社会がつくられてきた中で、障がいのある人は、社会的なバリア（障壁）のために日常生活で不便さを感じ、社会参加において困難に直面するなど、安心して生き生きとした生活を妨げられてきました。

平成 23 年（2011 年）には「障害者基本法」の改正が行われ、あらゆる分野において分け隔てられることなく他者と共生することができる社会の実現等が新たに規定されました。また、平成 28 年（2016 年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、行政や企業等による障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止、障がいのある人や介助者等からの配慮を求める意思表示に対する合理的配慮^{*10}を行うことなどが明記されるなど、共に生きる社会の実現や社会的なバリアを取り除くための法整備が進められています。

小田原市では、こうした法整備の状況も踏まえた上で、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会の実現」を目標とし、「おだわら障がい者基本計画」や「小田原市障がい福祉計画」等に基づく施策を推進しています。

障がいのある人が日常生活や社会生活において自らの意思を反映するための支援や雇用機会の拡大、社会参加の促進などが進んでいます。しかし、障がいのある人の就労については、雇用する側の障がいに対する知識や理解不足により、受け入れることへの不安から問題や課題が生じることも多く、雇用促進を妨げており、共に働く上で理解を深めていくことが大切です。

また、依然として障がいのある人に対する不当な差別的取扱いや偏見、権利侵害や財産の保全管理などの問題も起こっています。平成 28 年（2016 年）には県内の障がい者支援施設で障がいのある人の命の尊厳を踏みにじる事件が発生するなど、社会における障がいへの理解は十分とは言えません。

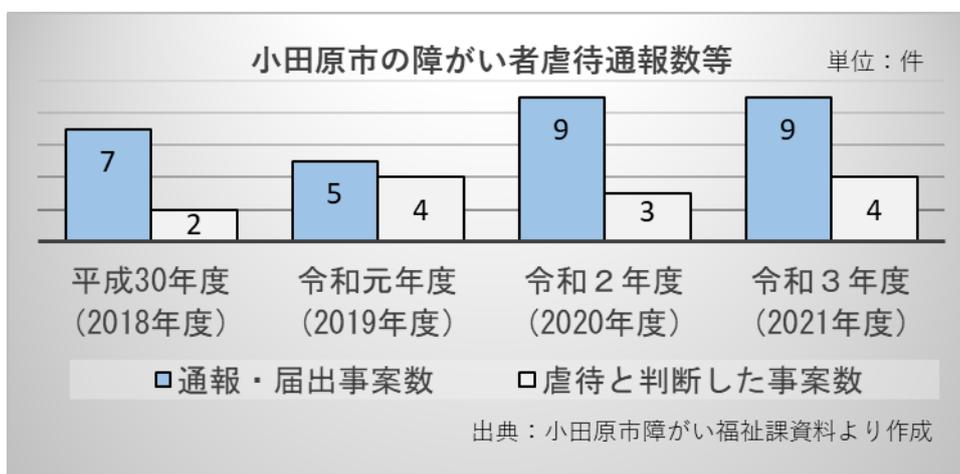
自己選択や自己決定の判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、福祉サービスの利用を援助し成年後見制度の利用を促進するなど、障がいのある人が生き生きと暮らしていくための支援を拡充する必要がある一方で、障がいのない人たちが、今の社会や組織の仕組み、文化などの中に障がいを作り出す原因があることを認識する必要があります。差別や不平等を生み出す社会的なバリアを取り除くことは社会の責務であり、一人ひとりがそれを理解し、我が事として認識した上で具体的な行動に移すことが大切です。

小田原市の障がい者数の推移

各年4月1日時点 単位：人

| 種別 年 | 身体障がい | | | | | | 知的障がい | 精神障がい |
|------------------|-------|---------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 視覚 | 聴覚・平衡機能 | 音声・言語・そしゃく機能 | 肢体不自由 | 内部機能 | 計 | | |
| 平成30年 (2018年) | 376 | 608 | 90 | 3,189 | 2,222 | 6,485 | 1,676 | 1,231 |
| 令和元年 (2019年) | 367 | 607 | 125 | 2,998 | 2,153 | 6,250 | 1,624 | 1,317 |
| 令和2年 (2020年) | 394 | 632 | 121 | 3,034 | 2,273 | 6,454 | 1,753 | 1,366 |
| 令和3年 (2021年) | 379 | 630 | 127 | 2,966 | 2,276 | 6,378 | 1,820 | 1,402 |
| 令和4年 (2022年) | 379 | 645 | 116 | 2,936 | 2,705 | 6,781 | 1,891 | 1,554 |

出典：小田原市障がい福祉課資料より作成



《障がいのある人が社会で直面しているバリア》

●物理的なバリア

公共交通、道路、建物などで利用者が移動する上で困難をもたらすバリア

- ・路上の放置自転車
- ・スロープのない建物の出入口
- ・視覚障がい者誘導用のブロックが敷かれていない通路
- ・座ったままでは届かない自動販売機

●文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために必要な情報が平等に得られないバリア

- ・タッチパネルのみでの操作
- ・音声のみのアナウンス
- ・点字や手話通訳のない講演会

●意識上のバリア

心無い言葉や差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないバリア

- ・無意識に点字ブロックの上に物を置くなど、視覚が不自由な人の通行を妨げる
- ・精神障がいのある人は何をするかわからないから怖いと決めつける

●制度上のバリア

社会のルール、制度により能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア

- ・障がいを理由とする就職・試験における欠格事由
- ・盲導犬と一緒に入店できない飲食店
- ・障がいのある人に対する賃貸住宅への入居制限

出典：小田原市人権・男女共同参画課作成

主要施策の方向

1 相談・支援と権利擁護の充実

関係機関と連携を強化して個々の障がいのある人の特性や種別などに応じ相談できる体制を充実させるとともに、合理的配慮の提供の推進を図ることや、障がいのある人にとって分かりやすい情報提供を行います。また、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、対応に加え、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、成年後見制度の活用などを促進し権利擁護を推進します。

2 暮らしを支える福祉サービスの充実

障がいのある人が安心して生活できるよう、生活支援や自立支援、福祉サービス利用の援助など、暮らしを支えるサービスを拡充するとともに、地域全体で障がいのある人を支える体制づくりを進めます。

3 社会参加と就労の促進

障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう、障がい福祉サービス事業者と連携しながら障がい者雇用の推奨や啓発を行うとともに、社会参加の拡充に向けた支援を行います。また、障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるように、障がいのない子どもと同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育^{※11}を推進します。

4 バリアフリー社会の推進

ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進め、障がいのある人もない人もすべての人が参加しやすい社会を実現するため、公共交通機関や道路、建物など施設整備面や情報面でのバリアフリー^{※12}化の取組を推進します。そして、障がいのある人への無関心や偏見、差別などにつながる意識上のバリアを無くすために、市民一人ひとりが相手の立場で考え行動に移す、心のバリアフリーの教育や啓発を行うなど、さまざまなバリアを取り除くための施策の推進に努めます。



※10 合理的配慮：障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。

※11 インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するという目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶこと。

※12 バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で、生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁（バリア）となるものを除去すること。

※ 「障害」と「障がい」の使い分けについて、本指針では法律等の正式名称で「害」の字が使用されている言葉についてはそのままの表記とし、それ以外については「害」の漢字が持つ否定的な意味や意見に左右されない表記の仕方として「がい」と平仮名で示すこととする。

5 同和問題（部落差別）

現状と課題

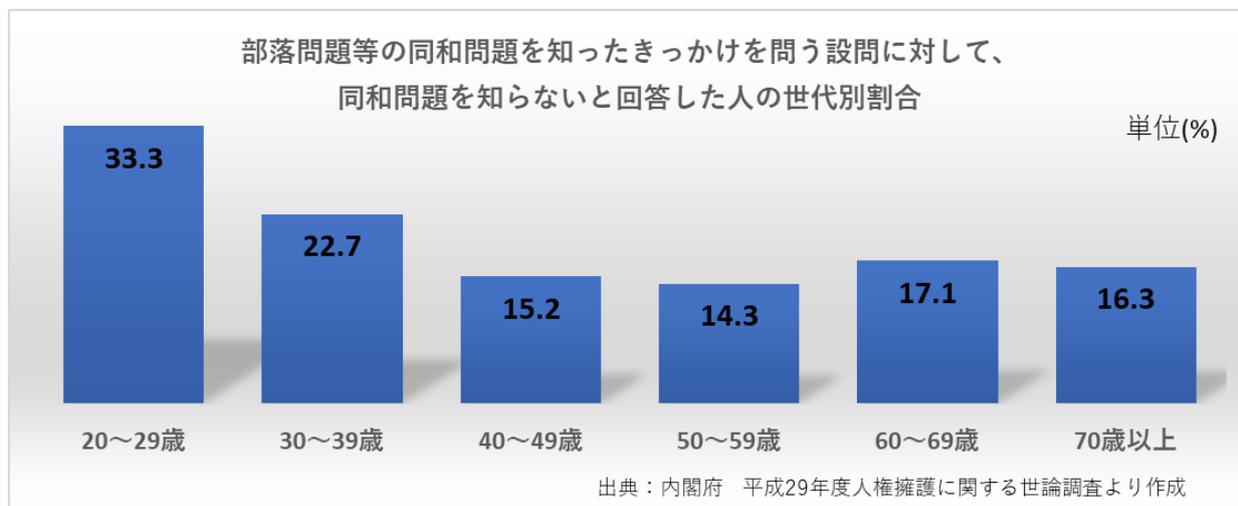
同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別です。明治時代に入り制度上の差別はなくなりましたが、生まれた場所（被差別部落）や、その地域の出身であることなどを理由として、一部の人々が、長い間、不当に差別されてきた人権問題です。

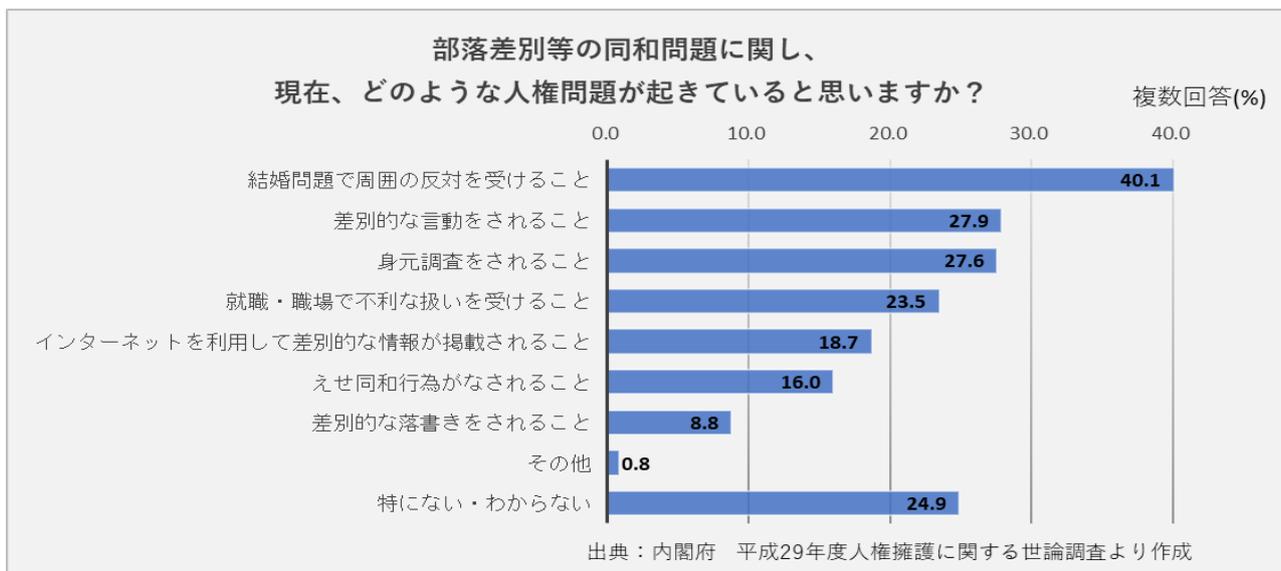
昭和40年（1965年）の「同和对策審議会答申」^{※13}において、「部落差別が現存する限りは、同和行政は積極的に推進しなければならない」とし、また、同和問題の解決について「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本的認識が示され、国と地方公共団体が行うべき同和对策の基本的方針と具体的方策が提言されました。これを受け、昭和44年（1969年）に同和对策事業特別措置法が制定され、平成14年（2002年）3月末をもって失効するまでの33年間、さまざまな施策が全国的に実施されてきました。

小田原市においても、昭和53年（1978年）から特別措置法に基づく事業として下水道・道路等の環境整備事業や、縣市協調事業としての給付・貸付事業といった個人施策などの諸施策の実施により、住環境面では、相当程度の改善が図られてきました。また、意識面では、人権教育・啓発活動等の取組により、差別意識の解消に努めてきました。

平成28年（2016年）には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、部落差別の解消に向けて、国及び地方公共団体の責務として相談体制の充実と教育及び啓発に努めることが定められました。

部落差別に関連し、結婚に際しての身元調査として戸籍等が不正取得されることや、ヘイトスピーチに当たるようなインターネット上での差別的な書き込み、えせ同和行為と呼ばれる同和問題を口実とした企業や個人・行政機関への不当な要求など、部落差別の解消を妨げる行為が見受けられるとともに、最近では同和問題を知らない人の割合も高いことから、正しい知識と理解を深めていく必要があります。





主要施策の方向

1 人権教育・啓発の推進

同和問題を知らない人が特に若年層で多いことを踏まえ、関係団体と連携しながら正しい理解と認識を深める啓発活動を推進するとともに、差別や偏見をなくすため、さまざまな教育活動や研修を通じた人権教育を推進します。

2 相談体制の充実

生活基盤の安定、福祉の向上、人権擁護などを図る目的で、関係団体が行う相談事業を支援するとともに、市や地域の窓口においても、安心して相談できる体制の充実を図ります。

3 個人情報の保護

就職・結婚差別等に結びつく恐れのある身元調査による個人情報の漏洩を防ぐため、取扱窓口における戸籍や住民票等の不正取得防止の徹底に努めます。

4 えせ同和行為の排除

えせ同和行為は部落差別の解決に真摯に取り組む関係団体のイメージを悪くさせ、部落差別への誤った意識を植え付ける阻害要因であることから、えせ同和行為の排除に向けた取組を行います。

5 インターネット上での部落差別への対応強化

インターネットを悪用した差別的な書き込み等の実態把握に努め、悪質な誹謗中傷や差別を助長する書き込み等に対する削除要請に取り組みます。

※13 同和对策審議会答申：1960年に総理府の附属機関として設置された同和对策審議会が、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し、1965年8月11日に提出したもの。

6 外国につながるのある人の人権

現状と課題

人権が尊重された社会を目指す上で、国籍や民族の違いは関係ありません。同じ社会の一員として、誰もが自分らしく生きていくために互いに支え合う社会であることが望まれます。

小田原市に住民登録している外国人の数は、令和4年（2022年）3月末日で2,587人で、約70人に1人の割合となっています。10年前の平成24年（2012年）では1,843人であったことから、小田原で生活をする外国籍の人が増えていることが分かります。

戦後の日本では、植民地支配の結果として日本への定住を余儀なくされた在日韓国・朝鮮人の人々が多く暮らしてきました。また、1980年代後半から不足する労働力を補うため、アジアの近隣諸国の人々やペルー、ブラジルなどの多くの日系人が日本での就労を目指してやってきました。

現在、少子高齢化に伴う人材不足が叫ばれ、外国人労働者や日本で学ぶ留学生が増加してきた一方、そうした人の多くは言葉が通じないことや文化・習慣の違いが理解されない、日本語以外での情報が少なく制度も分からないなど、日常生活のさまざまな場面で困難に直面しています。そのため、日本人が当たり前のように受けている医療や教育などを受けることができていない実態があります。そればかりか、仕事上で長時間・重労働など過酷な労働環境に置かれていること、低賃金や賃金の未払いの問題、パワー・ハラスメントを受けるなどの深刻な問題が起きています。また、在留資格が無い人も暮らしている現実があるなかで、その人たちに対する人権侵害も起きています。

国際結婚が増加し、外国につながりをもつ子どもが増える中、学習支援が十分でなく、日常会話は出来たとしても高等教育への進学が難しい実態もあります。また、日本社会の中で自らのアイデンティティに不安を抱えてしまうことや外国につながりがあることを理由としたいじめが起こるなど、日本社会から偏見や差別を受ける人権侵害も発生しています。

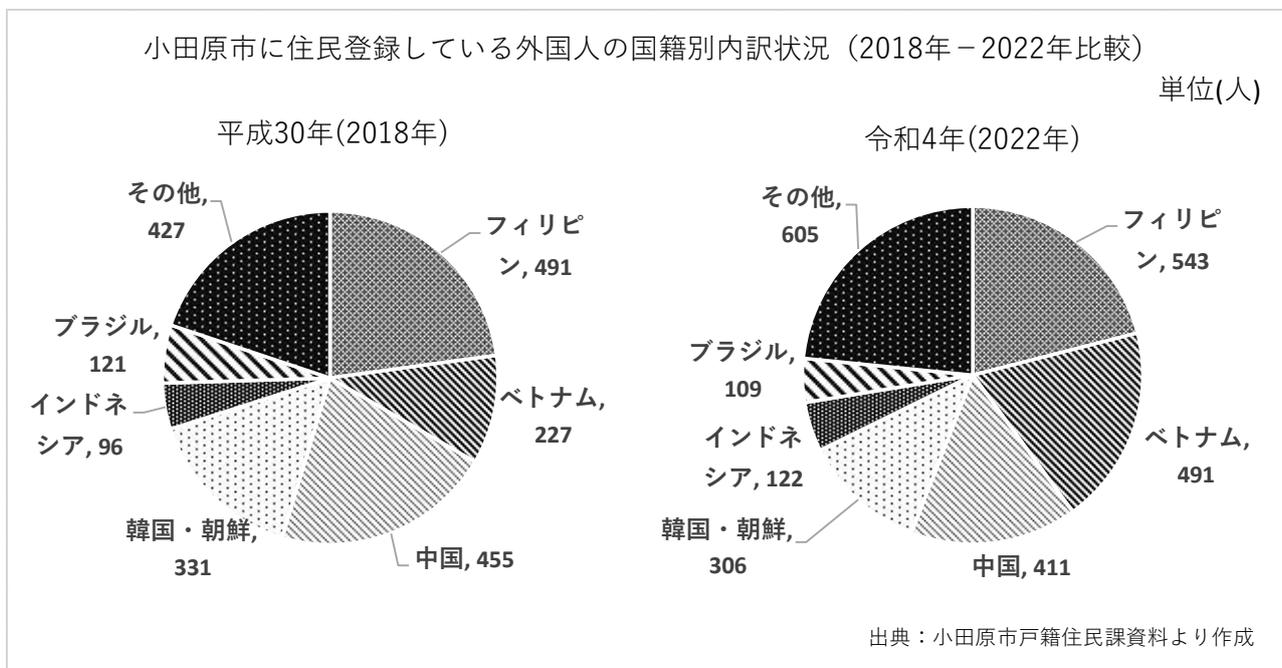
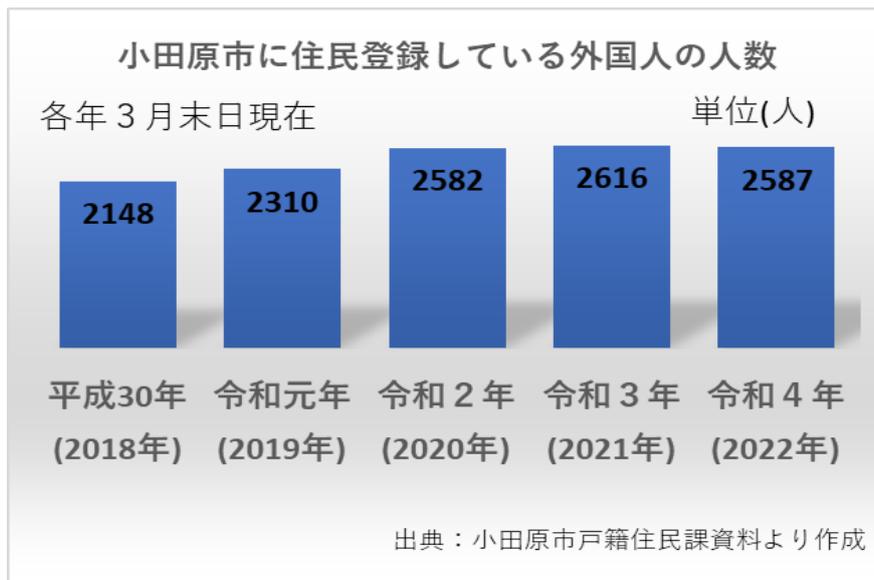
さらに、ヘイトスピーチとして特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を助長させる行為であり、決して許されるものではありません。平成28年（2016年）に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、外国につながりがあることを理由とした不当な差別的言動の解消に向けて取組を推進していくことが定められました。しかし、依然としてヘイトスピーチやインターネット上での悪質な書き込みが行われており、差別を許さない教育や啓発の推進とともに、被害者のための実効性のある対策が求められています。

小田原市では、協定医療機関の依頼を受けて医療通訳ボランティアを派遣したり、行政手続きにおける窓口での通訳・翻訳の補助、生活保護の案内や母子健康手帳、ごみの分別など多言語化した情報の提供を行っています。また、学校における日本語指導や子育て中の悩み等に対して関係団体と連携するなど、さまざまな支援を行うとともに、外国籍の人との国際交流等を通じた多文化への理解に努めています。

行政として安心・安全な日常生活をサポートするとともに、災害等の非常時においても適切な情報と支援が行き届くようにしていかなければなりません。そのため、行

政サービスの多言語化のさらなる推進や日本語学習への支援、やさしい日本語の活用促進を図ることも必要です。

互いの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向けて、市民との相互理解を深め、地域とのつながりをつくり、協働してまちづくりを進めること、そして、異なる文化や習慣、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくすため、多文化への理解促進や多様性を受け入れるための取組を行っていきます。



主要施策の方向

1 多文化への理解促進と共生に向けたまちづくりの推進

外国籍市民との交流機会を促進し、互いの文化や習慣等への相互理解を深める取組を推進するとともに、地域活動への参加を推進し、地域とのつながりづくりを進めます。また、外国籍市民の意見も反映しながら市政やまちづくりにおいて協働して取り組む体制の整備に努めます。

2 人権を尊重する教育・啓発の推進

外国につながるのあるすべての人に対する偏見や不当な差別的言動をなくすため、学校教育、社会教育などのあらゆる機会を通じた、多様性を尊重する教育の推進と差別の解消を目指した意識啓発に取り組みます。

3 わかりやすい情報の発信と非常時における対応の強化

日本語の習得が十分でない外国籍市民に対して必要な情報を適切に伝達できるよう、多言語による情報発信や誰もがわかりやすい「やさしい日本語」による情報発信を一層進めます。特に、災害発生時における避難・救援情報や医療提供が必要な救急現場などにおいては、いのちに関わる情報を確実に提供し、理解してもらう必要があるため、サポートする体制づくりと安全を守る取組を推進します。

4 就学支援

就学案内や就学相談の実施、関係機関等との連携による子どもの情報や就学状況の把握に努め、安心して学びを保障するための支援を推進します。また、外国につながるのある児童生徒に対して、授業を理解するための日本語の習得や学校生活への適応を図るため、日本語指導協力者を派遣する中で学習支援も行うなど、支援体制の充実を図ります。

5 相談・生活支援の充実

外国籍市民がより安心して日常生活を送ることができるよう、関係団体と連携しながら悩みや困り事への相談に対応し支援することや、医療、保健等の一層の充実に努めるとともに、国・県・民間団体と協力した地域日本語教育の支援に取り組みます。また、NPO等と連携し、生活に必要な情報提供や子どもの居場所づくりにも努めます。

7 疾病等に関する人権問題

現状と課題

医療技術の進歩と医療提供体制が整備されてきた一方で、感染症や難病、精神疾患などに対する正しい知識と理解がされていないために、その疾病に関わる人が日常生活や職場、医療現場などで偏見や差別を受け苦しんでいます。

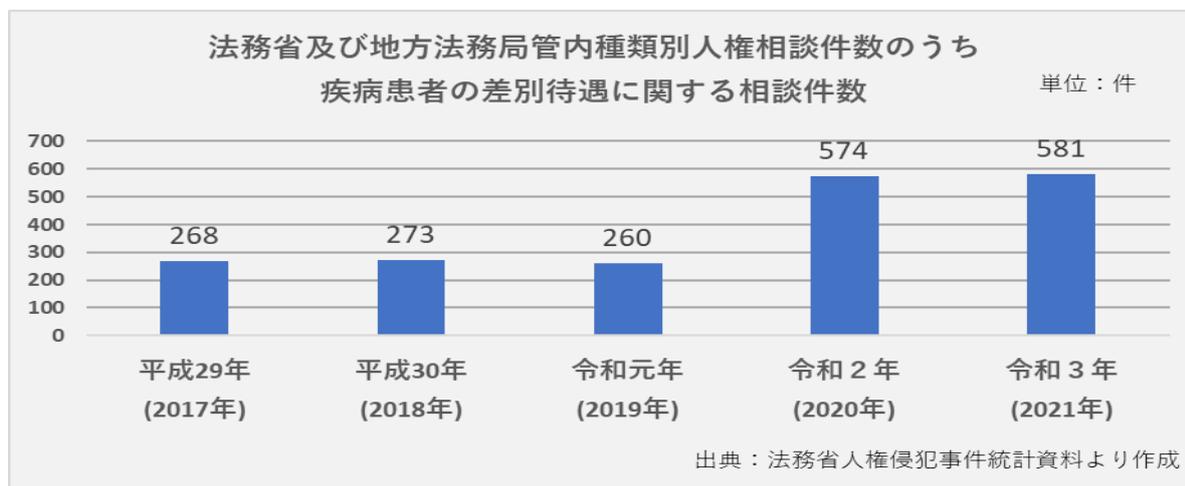
HIV感染症（エイズ）^{※14}、肝炎、結核などにかかった患者、感染者への差別意識は今も存在しています。また、「らい菌」という細菌に感染することで起こるハンセン病^{※15}は、現在、治療法も確立され完治できるにも関わらず、恐ろしい病気と誤解され、強制的に施設に収容される隔離政策が継続されたことで、偏見や差別が助長されています。これらの疾病にかかった患者・回復者だけでなく、その家族に対しては、今も周囲の人々から偏見や差別の目が向けられ、生きづらさを感じながら生活を続けている人がいます。

令和2年（2020年）に世界的に流行し始めた新型コロナウイルス感染症では、感染への不安から患者や家族だけでなく、感染症対策に取り組む医療従事者等も不当な扱いをされたり、誹謗中傷や嫌がらせを受けるといった問題が起きました。このような状況を受け、令和3年（2021年）には新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別を防止する規定が設けられました。国及び地方公共団体においては、差別的取扱い等の把握や差別防止に向けた啓発活動、相談支援などの取組が行われています。

そして、このような疾病等に対する偏見や差別を無くすためには、病気についての正しい知識の習得と十分な理解が不可欠であることから、小田原市としても継続してさまざまな情報提供を行い、普及啓発を推進することで市民の理解促進に努めています。

また、誰もが安心して良質な医療を受ける権利を有する中、患者の人権が尊重され、医療従事者と患者等の双方の信頼関係に基づく医療サービスの提供が求められているとともに、医療機関側でインフォームド・コンセント^{※16}が適切に運用され、患者の主体的な意思が尊重されることも大切です。

小田原市立病院では、患者の権利を尊重した患者中心の医療を進めることを理念に掲げており、患者と医療従事者相互のより良い信頼関係の構築に努めています。



主要施策の方向

1 患者本位の医療サービスの提供と相談体制の充実

良質かつ適切な医療を提供するために、患者の自己選択に基づき医師との信頼関係のもとに医療がなされるよう努めるとともに、患者の権利擁護の視点から医療関係者の人権意識の向上とプライバシーに配慮した相談体制の充実を図ります。

2 正しい知識や情報の普及啓発

疾病・感染症等についての正しい知識の普及啓発と正しい医学情報の迅速な提供を図るとともに、当事者や家族、医療関係者が周囲から偏見や差別を受けないよう、関係機関と連携した教育・啓発活動に努めます。

3 医療連携の促進

医療資源の有効活用の観点から、まず、身近な地域のかかりつけ医を受診し、病状に応じて病院と結びつける地域における医療連携を促進し、医療機関ごとの機能分担・役割分担を進めます。また、携わる関係者間で情報共有を密に行い、誤った情報伝達を防ぐことや解決が難しいケースに対し連携して医療に当たるなど、地域医療サービスの充実を図ります。

4 市民の健康増進

市民の健康を増進するため、健康づくりの観点から健診事業の推進、生活習慣改善の啓発を引き続き実施するとともに、市民への病気に対する予防意識を高める啓発に努めます。また、地域における保健師・栄養士による相談体制の充実、保健指導の充実に努めます。



※14 HIV感染症（エイズ）：HIV感染症とは、免疫機能障害を起こす疾患で、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼ぶ。HIVの感染力は非常に弱く、正しい知識に基づく通常の日常生活を送る限り、いたずらの感染を恐れる必要はない。

※15 ハンセン病：病原性の弱い「らい菌」によって起こる慢性の細菌性感染症のこと。現在では、有効な治療薬が開発され、早期発見と早期治療により、後遺症を残すことなく完治し得る。

※16 インフォームド・コンセント：医療従事者が患者や家族の意向や病気や容態について必要な情報を提供した上で十分説明し、また、患者や家族も十分理解を得た上で、患者の意思による選択に基づき、医療従事者と方針の合意をもつこと。

8 犯罪被害者等の人権

現状と課題

予期せぬ突然の犯罪によって、被害者本人やその家族の多くは、生命や身体的な傷害など直接的な被害にとどまらず、医療費負担や働き手を失うことによる経済的な被害、さらには、過剰な報道、周囲の人々の無理解や心ない言動による精神的な被害など多くの問題に苦しめられています。

犯罪被害者等に対する支援については、犯罪被害者やその家族又は遺族の権利・利益の保護を図るため、平成16年（2004年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、施策を総合的かつ計画的に推進していくことが定められています。

神奈川県では、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」^{※17}を設置し、犯罪被害者等に対する総合的な支援を実施しています。さらに、性犯罪や性暴力に苦しむ被害者が安心して相談し、支援を受けられる「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（かならいん）」^{※18}による支援を推進しています。

小田原市においても、犯罪被害者等の人権についての理解を深めてもらう取組や、犯罪被害者等の視点に立った相談・支援が求められています。

主要施策の方向

1 啓発活動の推進

犯罪被害者等が誹謗中傷やプライバシーの侵害等による二次的被害で苦しむことを防ぐため、犯罪被害者等の立場や気持ちに対する理解を深めてもらうことを目的とした意識啓発の取組を推進します。

2 相談・支援の実施

犯罪被害者等の相談を通じて、その悩みや置かれている状況を把握し、これらの問題の解決に向け、県をはじめ、関係期間や団体を紹介するなど、必要な支援を行います。

※17 かながわ犯罪被害者サポートステーション：犯罪被害にあわれた方やその家族の方々が、いずれの機関・団体にアクセス（相談）しても、必要な支援を途切れなく受けることができるように、県、警察、民間支援団体が常駐し、犯罪被害者等が必要とする支援を、各々の専門やノウハウを生かしながら、総合的にきめ細かく提供するために設置された施設。

※18 かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター：性犯罪や性暴力の被害にあわれた方が、24時間365日いつでも安心して相談をし、必要な支援がワンストップで受けられるように設置された機関。

9 刑を終えて出所した人等の人権

現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、罪を犯した事実だけではなく犯罪歴があることに対する思い込みから、就職や結婚といったさまざまな社会生活の場面で差別を受けることや住居等の確保が困難となるなど、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

罪を償い、地域社会の一員として暮らしていくためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会の人たちの理解と協力が必要です。しかし、なかには周囲からの偏見などによって自分の居場所がなく、再び犯罪や非行に手を染めてしまう場合も少なくありません。

犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の取組を社会全体で進めるため、平成 28 年（2016 年）には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。罪を犯した人などの多くが社会復帰において困難な状況にあることを踏まえ、社会の中で孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう支援していくことが必要です。

小田原市では、犯罪や非行をした人たちが地域社会の中で立ち直ることができるよう、関係団体が取り組む更生保護活動を支援しています。また、市民の理解と協力を得て地域全体で支えていくため、犯罪や非行をした人たちへの偏見や差別を無くすべく、継続して啓発活動の推進に努めます。

主要施策の方向

1 相談・支援の充実

更生保護活動に取り組む関係団体との連携のもとに、罪を犯した人等による相談や、それぞれが抱える悩みや問題を把握し、これらの問題の解決に向け、必要な情報の提供や適切な他機関や団体による支援につなぎます。

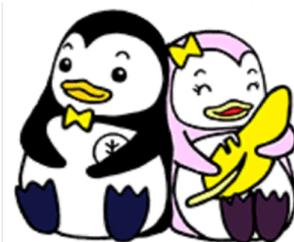
2 啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生に対する周囲の人の理解を深めるため、「社会を明るくする運動」の実施をはじめ、更生保護活動に関する情報発信などの啓発活動の推進に努めます。

3 再犯防止の推進

罪を犯した人が社会の中で立ち直るために必要な支援を受けることができるよう、更生保護に係る地域内でのネットワークの強化や地域全体で見守る支援体制の構築について、国や関係団体等との協力を図ります。

法務省更生保護マスコットキャラクター
（左）ホゴちゃん （右）サラちゃん



10 インターネット等による人権侵害

現状と課題

インターネットの利用が普及し、広く日常生活に浸透する中、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害が起きています。また、ヘイトスピーチをはじめとする差別を助長する表現の掲載など、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

パソコンやスマートフォン、タブレット端末などを通じて誰でも気軽に情報を収集・発信でき、さまざまな人との交流が生まれるといった利点がある反面、SNS^{*19}等を利用した個人情報の漏えいや誹謗中傷の書き込み、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の問題、犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

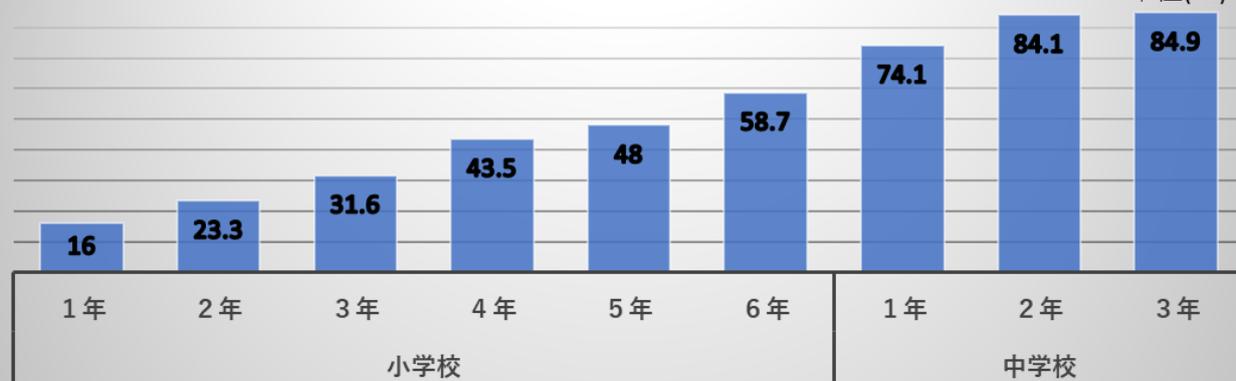
また、小・中学生などの子どものインターネット利用も年々増加し、小田原市においても児童生徒一人1台の学習用端末を整備するなど、ICT^{*20}機器の活用が日常的な姿となってきています。

このようにICT環境が推進されていく中で、インターネットを通じた子ども同士によるいじめなどにより、保護者や周囲の大人が知らない中で被害者となるだけでなく、インターネットの知識やリスクに対する意識が十分でないことから、意図せず犯罪を引き起こし加害者となる可能性もあります。

さらに、性的な画像などを嫌がらせ目的でインターネット上に掲載する、いわゆるリベンジポルノ等の被害を受けることもあります。インターネット上に公開された情報を完全に削除することは難しいことから、被害が深刻化する恐れがあります。

このような状況を踏まえ、インターネットを利用する上で正しい知識を習得し、安全に利用するための教育と個人の名誉やプライバシー等に関する啓発活動へ取り組むことが重要です。

令和4年度市内公立小・中学校に在籍する児童生徒の携帯電話・スマートフォン所持率
単位(%)



出典：小田原市教育委員会教育指導課資料より作成

SNSに起因する事犯の被害児童数の推移

単位(人)



出典：警察庁 少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（令和2年）より作成
 ※上記グラフにおける被害児童とは18歳未満の者を指す

主要施策の方向

1 人権侵害防止に向けた取組の推進

インターネット上での個人の名誉やプライバシーの保護に関する正しい理解を深めるため、周知や啓発活動を推進し、人権侵害の防止に取り組みます。

2 正しく安全な利用を促す教育・啓発活動の推進

児童生徒の安心・安全なインターネット利用に向けたモラルやマナーを身に付ける教育活動の充実を図るとともに、家庭、地域などにおいてもインターネットの特性を理解するための啓発活動を推進します。

3 相談・支援の充実

SNSなどインターネットを介した、いじめや誹謗中傷、差別などの問題で被害を受けた人の救済に向けて、関係機関と連携して適切な相談体制づくりに努めます。また、悪質な誹謗中傷や差別を助長する書き込み等に対する削除要請に取り組みます。



※19 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。主なものとして、LINE（ライン）、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）などがある。

※20 ICT：Information and Communication Technologyの略で、通信技術を使い、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。

11 ホームレスの人権

現状と課題

令和3年（2021年）に国が実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」では、ホームレスがホームレスとなることを余儀なくされた背景として、企業の倒産や失業、病気や高齢により仕事ができなくなったことや人間関係でのトラブルなど、さまざまな理由があることが分かっています。また、公園、道路、河川敷等を生活場所として暮らすホームレスの人数は、国の概数調査では、神奈川県において平成30年（2018年）の934人から令和4年（2022年）の536人へと減少しています。

しかし、この数値では捉えきれない、ネットカフェで寝泊まりをしている人や知人宅に身を寄せている人など、不安定な居住状態である人たちが多く存在している可能性があります。実態を把握することは難しい状況です。

平成14年（2002年）に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、自立支援に向けた取組が行われていますが、経済や雇用環境の悪化による就労機会の減少、複雑な家庭環境、高齢化などが自立を困難にしています。また、地域社会とのあつれきが生じ、嫌がらせや暴行を受けるなどの事件も発生しています。

小田原市では、実態調査や支援団体等との連携を図りながら、当事者が生活基盤を立て直し、生活の安定と自立に向けて生活保護制度の利用を促していますが、支援を望まない人もいるため、支援につながらない課題があります。

ホームレスの人権においては、偏見や差別をなくすための教育や啓発を行うとともに、この問題を誰もが関わる社会全体の問題として認識し、解決に向けて考えていくことが大切です。

主要施策の方向

1 実態の把握

関係機関や支援団体と協力し、当事者への実態調査等を行います。

2 相談・支援の充実

巡回による相談等を行うとともに、関係機関や支援団体と連携して、自立支援、生活支援のための施設の確保等に努めます。また、当事者の健康維持に向けて円滑な診療につながるよう医療機関と連携した支援に努めます。

3 支援団体等との連携

支援団体と連携し、偏見や差別をなくすための施策を推進するとともに、自立意欲を高めるための働きかけに努めます。

4 教育・啓発活動の推進

偏見や差別をなくすために、学校教育や社会教育の場を活用した教育・啓発活動を行い、市民への人権意識の定着に努めます。

12 性的指向や性自認に関する人権問題

現状と課題

性のあり方には、生物学的な性（からだの性）と自分の性をどのように認識しているかという性自認（自認する性）、どのような性を好きになるかという性的指向、服装や行動、振る舞いなどから見る社会的な性別を表す性表現などの要素があります。

性のあり方が多様であることについては認知が進んでいるものの、いまだ十分とは言えません。性別は男性と女性だけ、恋愛を異性だけとする固定観念が社会に残る中、性のあり方の理解不足から生まれる偏見や差別により、多くの当事者が生きづらさを感じています。

同性愛者や両性愛者の人、また、出生時に割り当てられた性別と性自認が異なることで性別に違和感を持つ人の中には、周囲の無理解などにより偏見の目で見られ、社会生活に支障をきたしたり、学校や職場などにおいていじめや差別を受け苦しんでいる人がいます。

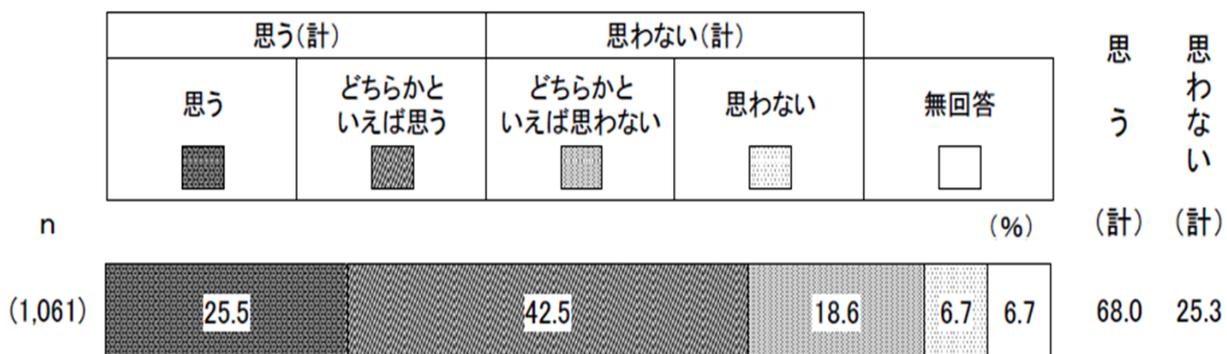
そして、近年では性的指向や性自認などを本人の同意なく第三者に伝える「アウトティング」が問題となっています。いつ、誰に、どのように伝えるか、伝えないかは当事者が決めることであり、アウトティングが人権侵害であることを理解する必要があります。

令和2年（2020年）には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正されました。この改正では、パワー・ハラスメントの防止規定が示され、性的指向や性自認に関する侮辱的言動やアウトティングの行為などに対して、企業に防止策を講じることが義務付けられました。

このような状況を踏まえ、多様な性のあり方については、正しい知識の習得や理解を深める教育、啓発活動の推進に努めることが求められています。また、当事者の方が安心して暮らしていくためには、相談窓口の設置や居場所づくりなどの支援に加え、非常時も含めた生活、福祉、医療への支援を整備することも必要です。

小田原市では、平成31年（2019年）4月から性的マイノリティ^{*21}の人を対象とした「パートナーシップ登録制度^{*22}」の導入による支援をスタートしています。性のあり方は人それぞれ多様であること、その違いを認め合うことにより、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる多様性社会の実現を目指します。

性的マイノリティ（LGBT等）の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思いますかに対する回答



出典：令和元年度小田原市男女共同参画市民意識調査



1 性の多様性を尊重する教育の推進

子どもが生き生きと自分らしく学校や幼稚園・保育園で過ごすことができるよう、児童生徒、教職員等に対し性の多様性を理解する教育を推進します。また、関係団体と連携しながら市職員に対し性的指向や性自認等に関する理解を深める研修に取り組みます。

2 性の多様性を尊重する環境づくりの推進

パートナーシップ制度による支援の拡充や公的な書類における性別情報取得等への対応を見直します。また、当事者が安心した学校生活を送る上での配慮や働きやすい職場環境への取組等を推進するとともに、福祉サービスや公共施設を利用しやすくする配慮や整備に努め、災害等の非常時においても適切な支援が届くよう努めます。

3 啓発活動の推進

多様な性のあり方に対する理解を深め社会全体で受け入れ尊重していくことや当事者に対する偏見や差別、アウティング等による人権侵害を防ぐため、職場、家庭、地域などさまざまな場面における啓発活動を推進します。また、市職員の理解を促進し、窓口等での適切な対応や行動をとるための取組を進めます。

4 相談・支援の充実

関係団体と連携しながら、当事者が抱える悩みに寄り添い、必要な支援の提供や問題解決を図るため、相談・支援体制の整備に努めます。また、当事者の居場所づくりを推進することで、生きづらさを感じ、孤立することを防ぎます。

※21

《性的マイノリティ》

性的マイノリティとは、性的少数者とも言われ、性的指向が同性を向いている人（レズビアン、ゲイ）、性的指向が両性を向いている人（バイセクシュアル）、自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人（トランスジェンダー）などを総称して使われています。「少数者」という呼び方に違和感を抱く人もいる中、それぞれの英語の頭文字をとって、「LGBTQ等」と呼ばれることもありますが、性のあり方はさまざまであって何種類と決められるものではありません。

性的指向や性自認に関する人権問題は性的マイノリティの人だけの問題ではなく、すべての人に関係する問題であることから、近年では「SOGI（ソジ）」という言葉で捉えられています。

この「SOGI」は、性的指向と性自認の英語（Sexual Orientation and Gender Identity）の頭文字をとった総称であり、すべての人の性的指向と性自認を尊重することが、問題の解決に向けて取り組んでいく上でとても大切です。

※22 パートナーシップ登録制度：性的マイノリティのカップルが、両者の自由意思によりお互いを人生のパートナーとして、小田原市に登録する制度。

13 自死に関する人権問題

現状と課題

自死^{※23}は格差社会や貧困、心身の健康問題などの構造的要因を背景として、問題が複合的に重なることで、心理的に追い込まれ、自ら適切な行動を選択できなくなった結果の死と言われています。

国内の自殺者数は、平成22年(2010年)に3万人を下回り、その後、令和元年(2019年)まで減少傾向が続きましたが、令和2年(2020年)は前年より増加し、20,243人となっています。

小田原市では、令和2年度時点で34人が自死により亡くなっている状況です。また、平成28年度から令和2年度の5か年における年代別死亡数の比率では50代が最も高く、次いで40代、60代となっています。

平成28年(2016年)に改正された自殺対策基本法では、誰も自死に追い込まれることのない社会の実現を目指すこと、自殺対策は生きることの包括的な支援であることが明記されるとともに、各市町村においては地域の実情に合わせた政策方針を立て、自殺対策を行っていくことが義務付けられました。

小田原市においては、平成31年(2019年)に「小田原市自殺対策計画」を策定し、関係機関や団体との連携を図りながら、全庁的・総合的に自殺対策を推進し、自死を考えている人を一人でも多く救うことを目指し取り組んでいます。

自死は誰にでも起こり得る危機であり、自死の危険を示すサインに早期に気づくこと、自死に追い込まれようとしている人が安心して生きることができるよう、予防に向けた対策を推進する必要があります。

また、我が国では自死に対する正しい理解が進んでいないことで、自殺未遂者や深い悲しみの中に置かれている自死遺族に対する心無い言葉や偏見があることから、適切な支援と理解促進に向けた啓発活動の推進が求められています。

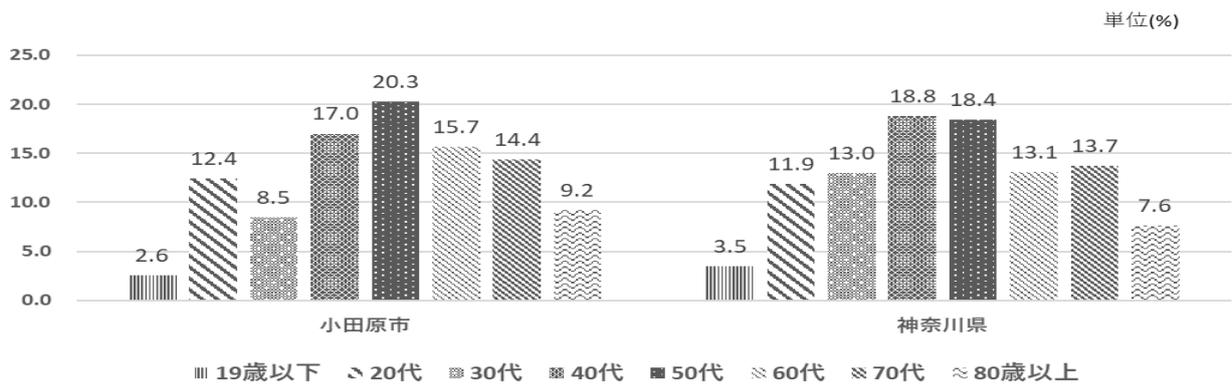
小田原市における自殺死亡数の推移
《平成28年(2016年)から令和2年(2020年)》

単位(人)



出典：小田原保健福祉事務所管内自殺者の状況(人口動態調査)より作成

小田原市及び神奈川県における年齢別5ヶ年自殺死亡数の構成比
《平成28年（2016年）－令和2年（2020年）》



出典：小田原保健福祉事務所管内自殺者の状況（人口動態調査）より作成

主要施策の方向

1 地域におけるネットワークの強化

さまざまな悩みや困りごとを抱える人に対して、関係団体と連携して情報共有や事前に防ぐ取組を実施できる体制づくりに努めるとともに、問題の早期解決に向けた地域連携、ネットワークを強化します。

2 自殺対策を支える人材の育成

自死の危険性に早期に気づき、適切な支援につなげるため、行政職員や教職員、地域の人と接する機会の多い関係団体の人などへ、ゲートキーパー※24の養成研修を実施するなど、自殺対策を支える人材の育成に努めます。

3 住民への啓発と周知

自死に対する正しい理解を深め、また、自殺未遂者や自死遺族が適切な相談窓口につながるよう各種相談窓口の普及啓発活動を推進します。

4 生きることの促進要因への支援

「生きることの阻害要因」を減らすため、相談体制の充実を図り、必要な機関へつなぐとともに、「生きることの促進要因」を増やすため、地域で子どもを見守る拠点や高齢者の生きがいの創出や仲間をつくる場など、居場所づくりへの取組にも努めます。また、自死遺族等へ寄り添った支援を進めます。

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

人権やいのちの大切さを伝えるとともに、困難やストレスに直面した児童生徒が助けを求める声をあげられることを目的とした教育を進めます。

※23 自死：自ら死を選択すること。

※24 ゲートキーパー：自死の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人へ声をかける、話を聴く、必要な支援につなげる、見守るなど、適切な対応を図ることができる人のこと。

14 貧困に関する人権問題

現状と課題

国の国民生活基礎調査によると、平成30年（2018年）における日本の相対的貧困率^{※25}は15.7%となっており、約6人に1人が生活困窮又は生活困窮に陥る可能性がある状態となっています。また、17歳以下の子どもがいるひとり親世帯では48.3%が貧しい状態であることから深刻な問題となっています。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指し、「同一労働同一賃金」の取組が進んでいます。しかし、自らの収入で生計を立てられず経済的な自立が難しい非正規雇用労働者の人は多く、特に母子世帯でその割合は高くなっています。また、事業主側が加入する必要のある厚生年金や社会保険などに未加入であることから保障を受けることができないことや、「ワーキングプア」と呼ばれる所得水準が低いために働いても貧困から抜け出せない経済的な格差の問題も起こっています。

また、高齢者における貧困も問題となっています。核家族化が進み高齢者のみで生活する世帯が増えています。なかでも一人暮らしをしている高齢者世帯の貧困率は高く、周囲に頼れる人がいないことや所得が公的年金だけといった状況が貧困に陥る原因として挙げられます。高齢者に限らず、若者でも貧困に起因して社会的に孤立したり、ひきこもりとなる複合的な問題も起こるなど、見守りや居場所づくりといった活動への支援が求められています。

平成27年（2015年）には「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者の自立と尊厳の確保に配慮しつつ、包括的な支援を行う制度が始まりました。小田原市では、セーフティネット機能の充実を図るため、生活に困っている人それぞれに寄り添った自立支援を行うとともに、さまざまな理由で生活を維持することができない世帯に必要な保護を実施し、自立した生活を送るための支援をしています。

貧困は経済的な面だけではなく、子どもの健康や教育の機会、将来への生きがいを奪ってしまうなど深刻な影響を及ぼす問題です。そして、一旦その状態になるとなかなか抜け出せず、親から子へと貧困の連鎖が続いてしまう状況があります。平成25年（2013年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、子どもの貧困対策を総合的に推進していくことが定められ、小田原市においても地域全体で子どもを見守り育てるという理念のもと、居場所づくりの支援等を行っています。子どもが自分の将来に希望を持ち、生き抜く力を身に付け、貧困の連鎖を断ち切るために、今後も地域全体で取り組んでいく必要があります。

小田原福祉事務所管内における被保護世帯数の推移

単位：世帯



出典：令和3年度小田原福祉事務所管内の保護動向資料より作成

主要施策の方向

1 セーフティネットの充実

生活に困窮している人が安心して暮らすことができるよう、適切な相談窓口へつなぐことや生活困窮者の自立促進に向けて、就労、家計改善などの支援や福祉給付金の支給を行うほか、開かれた生活保護行政を実現させるなど、一人ひとりの状況に応じたさまざまな支援を展開します。

2 貧困を防ぐための環境整備の推進

さまざまな要因で社会や人とのつながりが希薄となることで貧困に陥ることを防ぐため、地域における支援の機運が高まるよう意識の醸成に取り組み、当事者がつながりを回復するための支援を関係機関で連携して進めます。

また、世代を超えて貧困が連鎖することがないように、地域全体で子どもを見守る環境整備として、子どもの居場所づくりの支援や相談体制の構築、さまざまなメンタルケアに努めるなど、貧困対策を推進します。

3 教育・啓発活動の推進

生活に困っている世帯の児童生徒へ学習の場を提供し、学習の習慣を身に付け、進学につなげることや社会性を育む学習支援を地域の活動団体等と連携して進めます。

また、貧困が及ぼす社会的問題について正しい理解を深めるとともに、学校教育や市民への啓発活動を通じて市民の人権意識の向上に努めます。

※25 相対的貧困率：相対的貧困とはその国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態を指すもので、経済協力開発機構（OECD）では、国民の年間所得を順に並べその中央値の半分に満たない所得水準の人々の人口比率を言う。対比される指標として、国や地域の生活レベルとは無関係に、生きる上で必要最低限の生活水準が満たされていない人の割合として、絶対的貧困率がある。

15 さまざまな人権問題

これまで分野別施策として採り上げた人権問題の他にも、私たちの周りにはさまざまな人権問題が存在しています。そして、これらの問題においても偏見や差別を受けて苦しんでいる人がいます。

私たちは、あらゆる偏見や差別を無くしていくために、人権侵害が起こっている事実や、さまざまな歴史・社会的背景などを正しく理解するとともに、人権尊重につながる行動に取り組んでいくことが大切です。

■就労者の人権

日本では経済環境や社会構造の変化等を背景として、女性や高齢者の労働力人口が増えています。そのような中、パートタイム、アルバイト、契約社員、派遣社員などの非正規雇用の労働者は増加しており、労働者全体の約3割を占めています。非正規雇用労働者は正規雇用労働者と比べ、賃金が低いことや人材育成が進まないなどの格差が生じています。

少子高齢化による総人口及び労働人口の減少を背景として、日本国内で働き方改革が叫ばれ、働き手を増やすことや労働生産性の向上への取組が進められています。しかし、長時間労働に伴う過労死、過労自死の問題のほか、経済的な自立が困難な労働者が、不当な労働条件の下で働かざるを得ない状況に置かれている問題も起きています。さらには、日本を訪れた外国人労働者が劣悪な労働環境で働かされている実態も明らかとなりました。

また、職場において優越的な関係を背景として精神的・身体的苦痛を与える「パワー・ハラスメント」や相手の意に反した性的な嫌がらせや言動を指す「セクシュアル・ハラスメント」、妊娠・出産・育児休業等を理由とした嫌がらせや言動を指す「マタニティ・ハラスメント」など、さまざまなハラスメントも存在しています。

このように、労働を取り巻く環境には人権侵害につながる多くの問題が潜んでいます。労働にあたっては、生活に必要な収入が確保されていることや雇用が安定していることが望まれます。それとともに、働きたいと願う誰もが働きがいや生きがいを実感できる社会にしていくため、多様化・複雑化する労働相談への対応やさまざまな立場の人に対する就労支援、ワーク・ライフ・バランスの促進など、働きやすい環境づくりに向けた取組を進めることが必要です。

■災害に伴う人権問題

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災では、甚大な被害をもたらされ多くの犠牲者と被災者が発生しました。また、それに伴う原子力発電所の事故により、周辺住民の人たちは避難生活を余儀なくされる中、風評に基づく思い込みにより避難先において嫌がらせや差別を受けるなど、心身が傷つけられることがありました。他

にも日本各地で地震や風水害などの災害が発生する中、さまざまな事情を持つ被災者への支援や配慮のあり方など、災害に伴う人権問題が浮き彫りとなっています。

災害時は強い不安や恐怖等からストレスが重なり、人権意識が薄らいでしまうことがあります。それとともに、避難所運営での災害時要配慮者^{※26}や女性、性的マイノリティの人などに対する配慮の不足や支援が行き届かないこと、避難生活の長期化によるストレスから生じるいさかいや虐待、性暴力などの問題が起こることも懸念されています。

このような時こそ、誤った情報に惑わされず冷静に正しい行動をとること、そして、一人ひとりが相手の立場で考えて気持ちを理解することが大切です。

また、災害対策においては、性別によるニーズの違いが配慮されるよう女性の参画を促進していくなど、多様な視点を反映していくことが求められています。あわせて、平時からの見守りや声掛けなどにより災害時要配慮者の確認を進めるなど、地域のつながりを強くしていくことも必要です。

※26 災害時要配慮者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが困難な者。具体的には、傷病者、身体障がい者、知的障がい者、体力の衰えのある高齢者、妊産婦、保護者とはぐれた乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人など。

■婚外子の人権

婚外子は、婚姻外の関係で生まれてきたということを理由に、中傷されたり、就学、就職や結婚等、社会生活で不利益な取り扱いを受けるなど、人としての尊厳が冒されていることがあります。子どもには、何の責任もなく、自らの意志や努力によって変えることができない状況にあります。戸籍の表記については、行政上の配慮として平成16年（2004年）に戸籍法施行規則の一部を改正する省令で改善が図られてきています。

今後も社会全体で子どもを個人として尊重し、置かれている環境に関わらず、子どもが健やかに育つための権利を擁護していく必要があります。

■戸籍に記載が無い人の人権

何らかの事情で出生の届出がされていないために、戸籍に記載がないまま生活をしている人がいます。戸籍に記載が無い人は、身分を証明することができないことから、パスポートの取得や銀行口座を作ることが難しく、住居や就労など社会生活上のさまざまな場面で不利益が生じるなど、安心して暮らしていく権利を侵害されています。

戸籍に記載が無い人の救済に向けて、小田原市では当事者の悩みや困り事に対して相談できる窓口を設けており、国とも連携しながら解消に向けて取り組んでいます。

一方で、外国人住民の戸籍が作られることはなく、場合によっては無国籍となってしまうことがあります。戸籍や国籍が無いために社会的障壁に直面することも多く、法的な身分が安定しないばかりか、自分の存在を否定され心に傷を負ってしまうこともあります。こうした問題や当事者に対する理解が広がり状況が改善することが期待されます。

■先住民族の人権

国連の報告によると、世界には少なくとも 5,000 の先住民族が存在し、90 か国以上の国々に住んでいます。多くの先住民族は植民地化政策や同化政策などによって自らの文化や土地、資源などを奪われてきました。また、自分たちの権利を主張することで弾圧、拷問等を受けてしまうことから、迫害を恐れて自らのアイデンティティを隠し、言語や伝統を捨てなければならないこともありました。

日本にも先住民族の人々が居住しています。アイヌの人々は北海道を中心に先住し、固有の言語や伝統的な儀式・祭事などの独自の豊かな文化を持っています。しかし、明治以降、アイヌの人々は狩猟や漁労を制限・禁止され土地を奪われるとともに、日本語を使うことを強制されるなどの同化政策が進められました。それにより生活基盤や独自の文化を失うこととなりました。そればかりか、アイヌの人々への理解不足などから、今でもなお偏見や差別が残っています。国は、平成 20 年（2008 年）にアイヌの人々を先住民族であると認め、令和元年（2019 年）には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。すべての国民がアイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し、偏見や差別をなくしていくとともに、アイヌの人々が持っている民族としての誇りを尊重していくことが大切です。

■拉致被害者等の人権

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は重大な人権侵害であり、一日も早い拉致被害者の日本への帰国に向けて、国際社会を挙げて解決をするべき問題です。

日本人の拉致は 1970 年代から 1980 年代にかけて多発しましたが、その後平成 14 年（2002 年）に一部の人は帰国することができました。しかし、今なお安否不明な拉致被害者は自由を奪われ北朝鮮に囚われているとされています。また、日本政府が認定した拉致被害者の他にも拉致の可能性を否定できない事案があることも指摘されています。

日本国内では、これまで被害者の救済を求める運動が活発に展開されていますが、早期解決に向けて、また、この問題を風化させないようにするため、市民の関心と認識を深めていく取組を継続していくことが必要であり、小田原市も国や県と連携を取りながら啓発活動に取り組みます。また、この問題が在日韓国人・朝鮮人の人たち等への偏見や差別につながるよう努めます。

第5章 人権施策推進にあたっての役割・体制等

この指針は、人権尊重の視点に基づき、本市の人権施策を着実に進めるためのガイドラインとして、本市の人権施策の基本理念と未来を見据え取り組むべき方向を表したものです。

人権問題は、行政だけでは解決できません。人権が尊重された社会を実現するためには社会全体で解決に向けて取り組んでいくことが大切であり、一人ひとりが自分の問題として考え、行動することが望まれます。

1 行政の役割

- ・市のあらゆる施策において人権が尊重された取組を推進します。また、庁内の関係部署との連携を強化し、組織横断的な人権施策の推進に努めます。
- ・人権意識向上を図るため、職員に対する人権教育を推進するとともに、市民への人権教育及び人権啓発活動を推進します。また、人権に係る市民の主体的な学習や事業者における人権尊重の取組を支援します。
- ・市民や事業者・団体等との連携、協働に努め、人権に係る多様な主体からの意見を集め、施策へ反映します。
- ・人権侵害が起きた際に適切な救済へとつながるような仕組みを構築します。

2 施策の推進体制等

(1) 庁内推進体制

引き続き、行政組織内に人権施策を統括する部署を置き、人権施策を総合的・体系的な視点で点検、検証し、さまざまな部署間で連携を図りながら全庁的な体制で推進します。

地域全体で人権意識の向上に取り組む必要があることから、行政・事業者・団体等と連携、協働しながら、さまざまな場面で人権教育・啓発活動を展開します。

また、人権に関する情報や資料の収集等を図るとともに、人権に係る調査、研究を進めます。あわせて、施策の進捗状況等に関する市民への周知を行います。

(2) 人権施策推進委員会

小田原市人権施策推進委員会において、指針に基づく取組の進捗状況などの管理を行います。

また、推進にあたり、専門的な見地や当事者等の視点も加味しながら施策を評価し、上記委員会に継続的に意見を求めた中で、必要な助言・提言などを施策に反映します。あわせて、市民の人権問題に関する意識を把握し、施策のあり方について検討します。

3 今後の人権擁護の推進に向けて

人権問題は私たちの社会の中にさまざまな形で存在し、時代の変化とともに多様化・複雑化しています。国内外で人権問題の解決を目指した取組や法整備が進められていますが、社会情勢の変化等に伴い、新たな人権問題が出てくることも考えられます。

こうした人権を取り巻く動向の変化に対し適切に対応するため、国内外の人権に関する情報を広く収集していきます。また、先進的な施策については、本市の状況に合わせた形での取り入れを検討するとともに、施策の改善を図っていきます。あわせて、本指針についても必要に応じた見直しを行います。さらに、人権擁護に関わる市民、事業者・団体など社会全体での行動規範の必要性について、今後、議論を深めていきます。

資料編

| | | |
|----|---------------------|----|
| 1 | 指針策定の経過 | 42 |
| 2 | 小田原市人権施策推進委員会規則 | 43 |
| 3 | 小田原市人権推進推進委員会委員名簿 | 45 |
| 4 | 諮問書 | 46 |
| 5 | 答申書 | 47 |
| 6 | 日本国憲法（抜粋） | 48 |
| 7 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 50 |
| 8 | 世界人権宣言 | 51 |
| 9 | その他の人権関係法律及び条約等 | 54 |
| 10 | 小田原市民憲章 | 67 |
| 11 | 小田原市平和都市宣言 | 67 |
| 12 | 小田原市教育都市宣言 | 68 |
| 13 | おだわらっ子の約束 | 68 |
| 14 | 関連情報 | 69 |

1

指針策定の経過

《小田原市人権施策推進委員会》

| 回数 | 期日 | 主な協議事項等 |
|-----|--------------|---|
| 第1回 | 令和3年 10月 4日 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権推進指針の概要について ・今後の進め方について ・指針改定の方向性について |
| 第2回 | 令和3年 12月 20日 | <ul style="list-style-type: none"> ・指針策定の趣旨、基本理念、基本目標等について ・分野別施策で記載する人権問題について |
| 第3回 | 令和4年 3月 18日 | <ul style="list-style-type: none"> ・指針策定の趣旨、基本理念、基本目標等について ・分野別施策について (女性・同和問題・犯罪被害者等・刑を終えて出所した人等・インターネットによる侵害・性的指向や性自認に関する問題・自死に関する問題) |
| 第4回 | 令和4年 7月 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回委員会で協議した分野別施策の修正等について ・分野別人権施策について (子ども・高齢者・障がい者・外国につながりのある人・ホームレス・貧困に関する問題・疾病等に関する問題) |
| 第5回 | 令和4年 10月 14日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第4回委員会で協議した分野別施策の修正について ・分野別施策(さまざまな人権問題)について ・人権施策推進にあたっての役割・体制等について ・資料編について ・人権施策推進指針概要版の検討について |
| 第6回 | 令和5年 月 日 | |

《パブリックコメント》

| | |
|--------|--|
| 件名 | |
| 募集期間 | |
| 意見提出者数 | |
| 意見総数 | |

市民等の皆様から寄せられたご意見及び市の考え方については、行政情報センター(市役所本庁舎内)または市ホームページでご覧いただけます。

QR
コード

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市人権施策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、人権施策の推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権関係団体が推薦する者
- (3) 社会福祉関係団体が推薦する者
- (4) 地域経済団体が推薦する者
- (5) 公募市民
- (6) 行政職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、市民部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

3

小田原市人権施策推進委員会委員名簿

※任期：令和3年（2021年）10月4日～令和5年（2023年）3月31日

| 氏名 (敬称略) | 選出区分 | 団体名等 | 備考 |
|---------------------|-------|--------------------------------|----------------------------|
| よしだひとみ 吉田仁美 | 学識経験者 | 関東学院大学 法学部 教授 | 委員長 |
| おおいしふみお 大石文雄 | 団体推薦 | 一般社団法人 神奈川人権センター | 副委員長 |
| いからしあつし 五十嵐篤 | 公募市民 | 一般市民 | |
| うえだたけし 植田威 | 団体推薦 | 特定非営利活動法人 NPO 情報セキュリティフォーラム | |
| かみやひろゆき 神谷啓之 | 行政職員 | 神奈川県教育委員会 県西教育事務所 | |
| しざわまゆみ 志澤真由美 | 団体推薦 | 小田原市人権擁護委員会 | |
| せとしょうこ 瀬戸昌子 | 団体推薦 | 小田原市民生委員児童委員協議会 | |
| はらだスダラ 原田スダラ | 団体推薦 | 小田原市国際交流団体連絡会 | |
| むらかみけいいちろう 村上慶一郎 | 学識経験者 | 神奈川県弁護士会 | |
| やまおかひろし 山岡弘 | 団体推薦 | 小田原箱根商工会議所 | 任期：令和3年10月4日 ～令和4年3月31日 |
| やまぎしなおこ 山岸直子 | 行政職員 | 神奈川県小田原児童相談所 | 任期：令和4年4月1日～ |
| やまぎしひでとし 山岸秀俊 | 行政職員 | 神奈川県小田原児童相談所 | 任期：令和3年10月4日 ～令和4年3月31日 |
| やまもとひろふみ 山本博文 | 団体推薦 | 小田原箱根商工会議所 | 任期：令和4年4月1日～ |

※正副委員長以外は50音順

人権第 21 号

令和 3 年（2021 年）10 月 4 日

小田原市人権施策推進委員会

委員長 吉 田 仁 美 様

小田原市長 守屋 輝彦

小田原市人権施策推進指針の改定について（諮問）

このことについて、小田原市人権施策推進委員会規則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 8 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

小田原市人権施策推進指針の改定に関する事項

2 諮問理由

「小田原市人権施策推進指針」は、平成 23 年 3 月の策定から 10 年以上が経過し、この間、人権にまつわる様々な動きがありました。

障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法等の新しい法律が制定された一方、DV やヘイトスピーチ、LGBT 等の人権、インターネット上における人権侵害、社会的弱者に多く見られる複合的差別等、人権課題はますます多様化・複雑化の様相を呈しています。

同指針は、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、本市が取り組むべき人権課題を明らかにし、人権施策推進の方向を示す道標です。

つきましては、現行指針策定後に発生した様々な社会状況や未来を見据えた本市の取組を踏まえ、新たな時代に即応した人権施策推進指針の策定と人権擁護に係る新たな行政規範の必要性について諮問いたします。

事務担当：市民部 人権・男女共同参画課

5

答申書

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第11条 [基本的人権の享有]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 [自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止]

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

また、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 [個人の尊重と公共の福祉]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しないかぎり、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 [法の下での平等、貴族の禁止、栄典]

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第19条 [思想及び良心の自由]

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 [信教の自由]

① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第21条 [集会・結社・表現の自由、通信の秘密]

① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 [居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由]

① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 [学問の自由]

学問の自由は、これを保障する。

第24条 [家族生活における個人の尊厳と両性の平等]

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 [生存権、国の社会的使命]

① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第26条 [教育を受ける権利、教育の義務]

① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

第27条 [勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止]

① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

第28条 [勤労者の団結権]

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 [財産権]

① 財産権は、これを侵してはならない。

第30条 [納税の義務]

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条[法廷手続の保障]

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条[裁判を受ける権利]

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第97条[基本的人権の尊重]

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

衆議院・法務委員会、2000年11月15日議決

人権教育および人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育および人権啓発に関する基本計画の策定にあたっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること
- 3 「権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院・法務委員会、2000年11月28日議決

人権教育および人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講じること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組みに努めること。
右決議する。

〔前文〕

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条〔自由平等〕

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条〔権利と自由の享有に関する無差別待遇〕

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条〔生命、自由、身体の安全〕

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条〔奴隷の禁止〕

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条〔非人道的な待遇又は刑罰の禁止〕

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条〔法の下における人としての承認〕

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条〔法の下での平等〕

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条〔基本的権利の侵害に対する救済〕

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条〔逮捕、抑留又は追放の制限〕

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条〔裁判所の公正な審理〕

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条〔無罪の推定、遡及処置の禁止〕

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条〔私生活、名誉、信用の保護〕

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条〔移動と居住の自由〕

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 [迫害からの庇護]

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 [国籍の権利]

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 [婚姻及び家族の権利]

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 [財産権]

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 [思想、良心及び宗教の自由]

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 [意見及び表現の自由]

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 [集会及び結社の自由]

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 [参政権]

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につき権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならな

なければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 [社会保障の権利]

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 [労働の権利]

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 [休息及び余暇の権利]

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 [生活水準についての権利]

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 [教育の権利]

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先

的権利を有する。

第27条 [文化的権利]

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 [社会的及び国際的秩序への権利]

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 [社会に対する義務]

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 [権利と自由を破壊する活動の不承認]

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(法律)

| 分野 | 名称(略称) | 制定年 |
|----------|---|--------------|
| 人権全般 | 人権擁護委員法 | 昭和24年(1949年) |
| | 社会福祉法 | 昭和26年(1951年) |
| 女性 | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法) | 昭和47年(1972年) |
| | 男女共同参画社会基本法 | 平成11年(1999年) |
| | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法) | 平成13年(2001年) |
| | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) | 平成27年(2015年) |
| 子ども | 児童福祉法 | 昭和22年(1947年) |
| | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春禁止法) | 平成11年(1999年) |
| | 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法) | 平成12年(2000年) |
| | 子ども・若者育成支援推進法 | 平成21年(2009年) |
| | 子ども・子育て支援法 | 平成24年(2012年) |
| | いじめ防止対策推進法 | 平成25年(2013年) |
| 高齢者 | 老人福祉法 | 昭和38年(1963年) |
| | 介護保険法 | 平成9年(1997年) |
| | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 平成13年(2001年) |
| | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法) | 平成17年(2005年) |
| | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) | 平成18年(2006年) |
| 障がい者 | 障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法) | 昭和35年(1960年) |
| | 障害者基本法 | 昭和45年(1970年) |
| | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) | 平成18年(2006年) |
| | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法) | 平成23年(2011年) |
| | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) ※① | 平成25年(2013年) |
| 同和問題 | 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法) ※② | 平成28年(2016年) |
| 外国につながる人 | 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法) ※③ | 平成28年(2016年) |
| 疾病等 | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 | 平成20年(2008年) |
| | 新型インフルエンザ等対策特別措置法 | 平成24年(2012年) |
| 犯罪被害者等 | 犯罪被害者等基本法 | 平成16年(2004年) |

| | | |
|------------|---|-----------------|
| 刑を終えて出所した人 | 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法） | 平成 28 年(2016 年) |
| インターネット | 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法） | 平成 13 年(2001 年) |
| | 私事性的画像記録お提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法） | 平成 26 年(2014 年) |
| ホームレス | ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法） | 平成 14 年(2002 年) |
| 性的指向・性自認 | 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 | 平成 15 年(2003 年) |
| 自死 | 自殺対策基本法 | 平成 18 年(2006 年) |
| 貧困 | 生活保護法 | 昭和 25 年(1950 年) |
| | 生活困窮者自立支援法 | 平成 25 年(2013 年) |
| | 子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法） | 平成 25 年(2013 年) |
| 就労者 | 労働基準法 | 昭和 22 年(1947 年) |
| | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 | 昭和 41 年(1966 年) |
| 災害 | 被災者生活再建支援法 | 平成 10 年(1998 年) |
| 先住民族 | アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 | 平成 9 年(1997 年) |
| | アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 | 平成 31 年(2019 年) |
| 拉致被害者 | 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法） | 平成 14 年(2002 年) |
| | 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 | 平成 18 年(2006 年) |

（条約等）

| 名 称 (略 称) | 採 択 年 |
|--|-----------------|
| あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約） | 昭和 40 年(1965 年) |
| 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 | 昭和 41 年(1966 年) |
| 市民的及び政治的権利に関する国際規約 | 昭和 41 年(1966 年) |
| 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約） | 昭和 54 年(1979 年) |
| 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約（拷問等禁止条約） | 昭和 59 年(1984 年) |
| 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） ※④ | 平成 元年(1989 年) |
| 障害者の権利に関する条約 | 平成 18 年(2006 年) |
| 先住民族の権利に関する国際連合宣言 | 平成 19 年(2007 年) |
| 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ | 平成 27 年(2015 年) |

※①～④は参考として条文を載せています。

※① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（略称：障害者差別解消法）

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 4 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 5 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

6 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずると

ともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）

は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

※② 部落差別の解消の推進に関する法律 (略称：部落差別解消推進法)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

※③ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (略称：ヘイトスピーチ解消法)

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

※④ 児童の権利に関する条約（抜粋）

（略称：子どもの権利条約）

（児童の定義）

第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

（差別の禁止）

第2条 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

（児童に対する措置の原則）

第3条 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法期間のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

（締約国の義務）

第4条 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

第5条 締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

（生命に対する固有の権利）

第6条 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

（登録、氏名及び国籍等に関する権利）

第7条 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

2 締約国は特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

（国籍等身元関係事項を保持する権利）

第8条 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

（父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利）

第9条 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りではない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となってる者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りではない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

(家族の再統合に対する配慮)

- 第10条** 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母のいずれの国(自国を含む。)からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

(児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去)

- 第11条** 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

(意見を表明する権利)

- 第12条** 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

(表現の自由)

- 第13条** 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

(思想、良心及び宗教の自由)

- 第14条** 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の管理を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

(結社及び集会の自由)

- 第15条** 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

(私生活等に対する不法な干渉からの保護)

- 第16条** いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

(多様な情報源からの情報及び資料の利用)

- 第17条** 締約国は、大衆媒体(マス・メディア)の果たす重要な機能を射止め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、
- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体(マス・メディア)が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源(文化的にも多様な情報源を含む。)からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体(マス・メディア)が特に考慮するよう奨励する。
- (d) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

(児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助)

- 第18条** 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

(監護を受けている間における虐待からの保護)

- 第19条** 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、生涯若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

(家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助)

- 第20条** 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

(養子縁組に際しての保護)

- 第21条** 養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、
- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすこと

がないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。

- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が還元のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

(難民の児童等に対する保護及び援助)

- 第22条** 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

(心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助)

- 第23条** 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換(リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。)であ

ってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

(健康を享受すること等についての権利)

- 第24条** 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
- (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

(児童の処遇等に関する定期的審査)

- 第25条** 締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

(社会保障からの給付を受ける権利)

- 第26条** 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

(相当な生活水準についての権利)

- 第27条** 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

(教育についての権利)

- 第28条** 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

(教育の目的)

- 第29条** 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
- (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値

観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間、種族的、国民的及び宗教的集団の間並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

(少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利)

第30条 種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

(休息、余暇及び文化的生活に関する権利)

第31条 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

(経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利)

第32条 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、

(a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。

(b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。

(c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

(麻薬の不正使用等からの保護)

第33条 締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

(性的搾取、虐待からの保護)

第34条 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

(児童の誘拐、売買等からの保護)

第35条 締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

(他のすべての形態の搾取からの保護)

第36条 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

(拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い)

第37条 締約国は、次のことを確保する。

(a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。

(b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。

(c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されることがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。

(d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

(武力紛争における児童の保護)

第38条 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18

歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

(搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置)

第39条 締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適切な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

(刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護)

第40条 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことができるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
- (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
 - (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護人その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
 - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
 - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。

(vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

(vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

- 3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
- (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
 - (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

小田原市民憲章

わたくしたちは、黒潮おどる相模灘さがみなだにのぞみ、梅の香におう天守閣をあおぐ「小田原」の市民です。

わたくしたちは、先人の残した文化を誇りにし、西湘せいしょうの近代都市としての限りない発展に願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 1 健康で明るい生活を大事にし、豊かな心をそだてましょう。
- 1 元気で働くことを喜び、しあわせな家庭をきずきましょう。
- 1 隣人と仲良くし、だれにもやさしく親切にしましょう。
- 1 きまりを守り、力をあわせ、住みよいまちをつくりましょう。
- 1 緑と水を大切にし、平和な明日の繁栄につとめましょう。

歴史的文化遺産を守り続けている城下町小田原市は、美しい地球と輝かしい人類の未来を守り、世界平和を実現するため、次のように宣言する。

小田原市平和都市宣言

わが国は、世界で唯一の核被爆国であり、国民は、日本国憲法にもとづく恒久平和の実現をめざし、世界から核兵器を廃絶することを共通の願いとしています。

わたくしたちのまち小田原は、過去に戦災を被るといふ悲しい歴史をもっています。そして多くの歴史的文化遺産を守り続けているわたくしたちには、こうした惨禍をくり返すことのないよう、平和を守り、きらめく城下町を次の世代へ引き継いでいく責務があります。

小田原市は、美しい地球を大切にし、輝かしい人類の未来を信じ、世界平和を実現するため、ここに永久に平和都市であることを宣言します。

小田原市教育都市宣言

小田原市民は、子どもたちが希望を持ち、健やかに成長してほしいと願っています。世界に目を開く地球市民であり、郷土の文化と伝統を誇りにしたいと思っています。一人ひとりが自立し、家庭、学校、地域が支え合う社会を築きたいと願っています。

小田原市と小田原市教育委員会は、市民のこうした思いや願いを実現するために、ここに教育の行き届いたまち、教育都市を宣言します。

- 1 一人ひとりが、尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。
- 2 家庭は、心を育みます。家族の絆を紡ぎ、人としての心がまえを養う家庭づくりを支えます。
- 3 学校は、生きる力を培います。児童生徒の確かな学力を育成し、社会の仕組みの基礎を教えます。
- 4 地域は、支え合いながら、繁栄します。青少年が社会の一員であることを自覚し、社会活動に参加できる地域づくりに努めます。
- 5 地球のすべてのものは、結ばれています。かけがえのない文化や伝統を受け継ぎ、自然や国際社会との交流を深める実践活動を進めます。

市民社会全体を挙げて取り組んだ「静かなる教育論議」の中で寄せられた意見や子どもたちを取り巻くさまざまな問題などを踏まえ、小田原市と小田原市教育委員会の、教育や青少年の健全な育成に対する基本的な取り組み姿勢を平成16年（2004年）4月に宣言として示したものです。

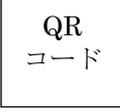
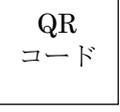
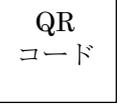
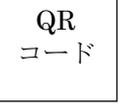
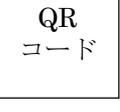
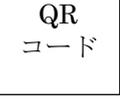
おだわらっ子の約束

- 一 早寝 早起して 朝ご飯を食べます
 - 二 明るく笑顔であいさつします
 - 三 「ありがとう」「ごめんなさい」を言います
 - 四 人の話をきちんと聞きます
 - 五 もったいないことをしません
 - 六 どんな命でも大切にします
 - 七 決まり 約束を守ります
 - 八 人に迷惑をかけません
 - 九 優しい心でみんなと仲良くします
 - 十 「悪いことは悪い」と言えます
- おだわらっ子は、この約束を守って幸せになります。
おとなたちも、この約束を、自ら守り、
おだわらっ子に語り続けます。
- 勇気もちます

市民の方々から寄せられた標語を基に、子どもたちに身につけてほしいしつけや生活規範を10の項目にまとめたものです。教育都市宣言の理念を具体化し、その実現を図るものとして、平成19年（2007年）1月に制定いたしました。

14 関連情報

国、神奈川県、小田原市、関係機関の人権啓発に関する情報については、下記URLまたはQRコードからご覧いただけます。

| | | |
|------|---|--|
| 国 | 法務省 人権擁護局 https://www.moj.go.jp/JINKEN/ |  |
| 神奈川県 | 福祉子どもみらい局 共生推進本部室 神奈川人権施策推進指針（第2次改定版） https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/jinken-douwa.html |  |
| 小田原市 | 市民部 人権・男女共同参画課 小田原市人権施策推進指針（改定版） https://www..... パブリックコメント結果 https://www..... |   |
| 関係機関 | 公益財団法人 人権教育啓発推進センター http://www.jinken.or.jp/ 国際連合広報センター https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/ |   |